

## 第二章 古 代

### 第一節 古墳時代

弥生時代に続く四世紀はじめから、六世紀にわたつての時代で、古墳がさかんに作られた時代をさしており、一般には四世紀後半のなかごろまでを前期、五世紀後半のなかごろまでを中期、六世紀のなかごろまでを後期としている。

#### 一、古墳時代の生活

このころの人々の生活の状況を知るものとしては、日本書紀・古事記という文献などがあるが、そのほかに資料として、古墳の発掘によって出土した副葬品や、岩壁に刻まれた壁画などがある。

また、住居跡・窯跡・祭祀関係の遺跡からの遺物によつても知ることがができる。

衣 埴輪や古墳からの出土品によると、男子は上衣に太いズボンのような下ばき、女子はスカートの下衣をつけている。

第二章 古 代

装身具としては、勾玉<sup>まがたま</sup>・管玉・丸玉などを使った首飾りから発達し、五世紀になると、金で作った垂飾付

耳飾（イヤリング）や貴族や豪族になると冠やくつなどもつけていたようである。

養蚕の技術も発達して絹布が織られ、ほかに木綿や麻などの布も織られている。

**食** すき、くわ、かまなどに鉄器が使用されるようになって生産力も高まり、農作物を非常用として倉に貯えるようになった。食器も、祭祀用から実用的なものとなり、土師器から硬質の須恵器へと発達していった。

**住** 豪族と農民とでは大きな違いがあり、豪族は、楼閣のような大邸宅に住んでいたが、農民は弥生時代とあまりかわらず、竪穴式の住居に住んでいたようである。

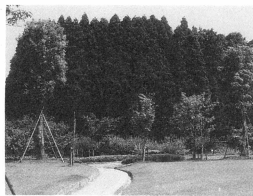
豪族の勢力が強くなってくると、主従関係が生まれ、邸宅の近くに住わせて財産を守らせたり、また、職業の専門化なども現われて一箇所に集中して生活をする都市化の現象も見られるようになってきている。

## 二、復□□□齒大王

五世紀になると壮大な墳丘をもつ古墳が多くなり、副製品にも武器・甲冑などが豊富に発見される点から、貴族・豪族の勢力が増大したことを示している。

**船山古墳** 菊水町江田の船山古墳は全国的にも有名な古墳の一つである。

古墳の大きさとしては、長さ四六m、幅二六m、高さ七・五m（昭和六〇年度調査）のあまり大きいものではないが、前方後円墳としてほぼ完全な形で残されており、多くの貴重な遺物が発掘され、国宝として東京国立博物館に保存されている。



船山古墳

その中でも学問的に有名なものは、刀身約八五cmの鉄刀の背鋒〇・八cmの刀背に銀象嵌で刻まれた七五文字の日本最古の金石文である。

この銘文にも削落の箇所があつて全文の解読はいろいろと試みられているが、昭和八年福山敏雄氏の解読によると概略して、次のような意味である。

「治天下復□□□齒大王の世に、牙利という人が伊太加という者にこの鉄刀をつくらせた。この刀を服する者は、子孫にいたるまで祝福されるであらう。

銘文は張安という人物によって書かれた」

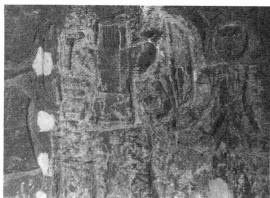
ここに書かれた「復□□□齒大王」の読み方について「復之宮瑞齒大王」・「復宮弥齒大王」と判読されているが、いずれにしても「たじひのみや、みづはおおきみ」と読み得るところにまちがいはないとされている。

森田誠一氏の『熊本県の歴史』によると、「この復之宮瑞齒大王というのは「書紀」には『多遲比瑞齒別天皇』、「古事記」には、『蝮之水齒別命』と書かれている反正天皇のことと思われる。」

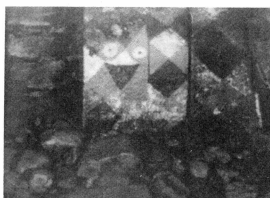
と書かれており、天皇の実在や古墳の年代を明確にするための手がかりとなる重要な役割を果たしている。

**古墳** 古墳の大きさや形はさまざまであり、土を丸く盛りあげただけの円墳から周囲に濠をめぐらしたもの、彫刻や色彩の装飾をほどこした装飾古墳まであらわれてきた。

日本最大のもの、大阪府堺市大仙町にある仁徳天皇陵で、正しくは百舌鳥耳原中陵もずのみまはらのなかのみささぎといい俗に大山陵だいせんりやう



鍋田横穴群



チブサン古墳

ともよばれている。

全長四八〇m、後円部の径二四五m、高さ三五m、前方部の幅三〇五m、高さ三三mの前方後円墳で、三重の濠がめぐらされ墳丘は三段に築かれている。

したがって、濠までいれると長径約八六〇m、短径六八〇mの墳墓としては世界最大のものである。

装飾古墳は、昭和五五年（一九八〇）末までに全国で二七〇例近くが報告され、その半数近くが本県にあり特に菊池川流域に多い。

全国的に有名なものとしては、山鹿市城字西福寺にある「チブサン古墳である。

この古墳の玄室の奥壁に沿って安置された厨子形石棺内壁には、赤、青、白の三色を使って描かれた三角文様や、ひし形が巧みに組み合わせられて一種の連続文様が構成されているが、なかには突然異なった色で二重の円が描かれたり、青の三角形が出現したりして、これが人の目玉や口に見え、不気味で迫力に富んだ文様をつくりだしている。

また、右壁には赤地に白の七個の円文とともに王冠をつけ、両手をあげ両足をふんばって立つ人物像が描かれている。

もう一つも山鹿市鍋田にあり、鍋田の横穴群と呼ばれ、五五基のうちの第二

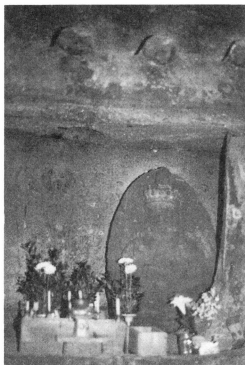
の横穴群がある。  
十一面観音の石像がある。

石貫穴観音は最も整った美しい横穴で、三基が並び、中央の横穴には奥壁に浮き彫りの千手観音と中世の入口の三重の飾縁は、円と三角文で飾られ、外壁には大きな鞆つぼの浮き彫りがある。

玄室は、石屋形を丸彫りにし、そのひさしに五個の円筒状の突起がつけられている。前室内の両側は屍床となり、中央の通路は掘りくぼめて舟の浮き彫りをつけ、棺を運ぶ舟を表現している。(田辺哲夫)

石人・石馬 五世紀の中ごろから六世紀のはじめにかけて、福岡県南部の筑後地方・熊本県の北部および大分県の東部に集中して作られ、他の地方では鳥取県に一例あるだけである。

この石人・石馬は、やわらかくて加工しやすい阿蘇凝灰岩で作られており、古墳の装飾として飾られたも

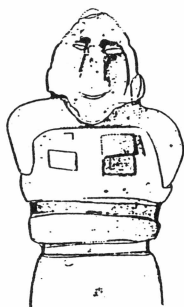


石貫穴観音

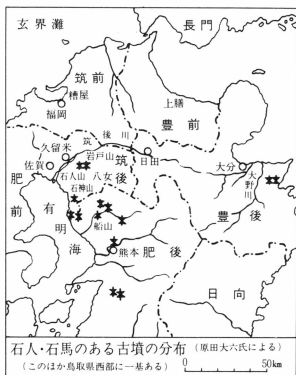
七号墳である。羨門せんとんに向って左外壁に両手を左右に開き、足を広げた大の字形の人物像、矢または槍・鞆つぼ・大小の鞆・馬・鎌・矢をつがえた弓・楯が彫られており、崩れている右外壁にも以前は同様の図柄が彫られていたことが知られている。

横穴古墳 後期古墳になると、断崖に直接穴を掘ったものがでてくる。

玉名市石貫には阿蘇溶岩の台地の断崖を利用して多く



三宮古墳石人



のである。

この分布について原田大六氏は

継体紀に「戊申一一月物部鹿鹿火をして盤井を誅す。盤井曾って寿陵を作り、石人・石楯・石殿・石倉を作りて樹つ」とあることから、「盤井の墓」と伝えられる岩戸山古墳(福岡県八女市)を本拠として、盤井の勢力が筑後から肥後の北部・豊後の東部にひろがっていったことを示している。(寿陵は、生前に造った墓)

という見方をしている。

熊本県における石人・石馬は、荒尾市平井の三の宮古墳をはじめ、船山古墳、山鹿のチブサン・白塚古墳などの石人や八代郡竜北村の姫の城古墳のさしば(絹や鳥毛でうちわの形をつくり、長柄をつけて左右から貴人の前方にさしかける儀式用具)などがある。

三の宮古墳の石人は、図のように衝角つきの胃かたをかぶり、短甲(よろい)をつけた石人で国の重要美術品とされている。船山古墳の北西一帯を「石人の丘」として清原地区出土

所在地	古墳数	横穴古墳数
荒尾市	37	1
玉名市	51	31
岱明町	6	1
菊水町	8	16

玉名荒尾地方の古墳

この表によってわかるように、長洲町の周辺には多くの古墳や横穴古墳が発見されておりながら、本町からは一つも発見されていないのは何故であろうか。

実際にはどうか、あるけれども未だに発見されていないのかのいづれかであるが、筆者としては後者の未発見と考える。

#### 四、古老の話

横浜市西区在住の松山茂さん（松山龍馬現助役の叔父）から故林田賢氏宛の書状によると

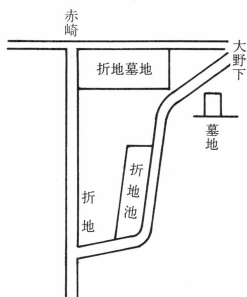


石人の丘

の石人・石殿・家形石棺・石製腰掛とともに県内の石製品が集められている。「船山古墳・京塚古墳・等」「石人の丘」、「菊水町民家村」を含めてこの一帯を「菊池川流域風土記の丘」として、昭和五四年以来建設整備が進められており、古代史学習の絶好の場となっている。

#### 三、玉名・荒尾地方の古墳

昭和五六年に文化庁文化財保護部によって編集された「全国遺跡地図」によつて、玉名・荒尾地方の古墳と横穴の数を調べてみると次の表のようになっている。



『坂本角太氏の所有されていた土地に小さな墓石が一つありました。この墓は、折地を開拓した祖先の墓といって大へん村民が敬遠し恐れていました。この墓に不敬なことをしたら必ず「虫がせき殺す」などといって、恐れて誰一人此の墓に近づく者はありませんでした。碑文なども刻んであったように思いましたが、碑文を調べたことはありません。向山の畑の中の小さい碑で桜木が一本植えてあります。

お尋ねの一件は、古墳ではありません。「カメ石」と申し上げていますが、カメではありません。只カメの型の石の彫刻に過ぎません。

口伝によりますのに、堀の中に何のために保管してあったものやら不明で、古村民が「こんな所へそのまま置きざらしに置くのも勿体ないから皆で掘り上げ神社に祀ってはどうか」と話がまとまり、上げかかりましたが上げがたく、石は「ウオンウオン」とうなってどうにもあげることができず、やっと現在の所まで、仕方なく中止したところでございます。現在の所は、上記略図の通りでございます。』

このような古老の話から考えても、折地地区に古墳あるいは、古代の住居や墓地があったかも知れないと想像できるのである。



## 五、景行天皇と腹赤

景行天皇 長洲に関係する人物のうちで、最も古く歴史書にあらわれるのは、第一二代の景行天皇である。

天皇は、垂仁天皇の第二皇子で、大帯日子滌斯呂和氣命とよばれている。

古事記によれば、針間の伊那毘の大郎女の外に六人を娶って、八十人の子を生んでおりそのうち記録された子女は二一人、記録されなかった者が五九人となっている。

その中から、若帯日子命（成務天皇）倭建命、五百木入日子命の三皇子は、とくに太子（皇太子）となり、他の七七王はことごとく国々の国造・和氣・稻置・県主などとして諸国に派遣されている。

また、名石宮の祭神のひとりである美波迦斯毘賣は、天皇が九州巡幸の際に日向の国（宮崎県）にて娶られたもので、豊国別の王が生まれれており、その子孫は日向の国造となっている。

この景行天皇と長洲の地との結びつきについて、日本書紀をはじめ、その他の資料により述べることにする。

代 まず、日本書紀には

古 天皇の二二年七月に熊襲が叛いたのでみずから九州に出かけている。

第二章 その順路と日程を、駅通りの、故土田綱喜氏の「腹赤物語」によると次のとおりである。（一）内は土田氏記入のものである。

八月一日 九州に向け出発された。

九月 五日 周芳の沙婆（山口県防府市佐波か）

九月 長峽県（ながさかのがた）に行宮を建てられた。（福岡県行橋市長尾か）

十月 碩田国（おきたのくに）（大分県大分市）速見邑に、仮の宮を建てられた（大分県直入郡久住町）

十一月 日向国に高屋宮を建てられ六年間居住された。

景行天皇一七年

三月一二日 子湯県に行かれ、丹蒙小野（にもの）に遊ばれた（宮崎県児湯郡）

景行天皇一八年

三月 夷守（ひふちり）（宮崎県小林市付近か）

四月 三日 熊県（くまのくに）（熊本県人吉市）

四月一日 葦北（熊本県芦北郡）水嶋（八代市内の球磨川河口の水鳥の地か）

五月 豊村

六月 高木県（長崎県南高来郡）

六月 三日 玉杵名邑（玉名郡長洲町腹赤か）

六月一六日 阿蘇国（熊本県阿蘇郡）

七月 四日 筑紫国御木、高田の行宮（みえくら）におられた（三池郡大牟田市）

四月 七日 八女県（八女郡筑後市・八女市）

八月 的邑（いさほのむら）（浮羽郡）

景行天皇一九年

九月二〇日 大和に帰還された

日本書紀によって、景行天皇一八年六月三日に高木県から玉杵名邑にこれらたというだけで長洲との関係はわからない。

次に、和銅六年（七一三）地方の実態を調査し報告させたがその調査命令の内容は

「郡・郷の名は、今後好もしい漢字二字で表記するようにせよ。また、所管の国内に産する有用な鉱物・動物・植物や土地の肥えているのかいないか、山川原野の名の由来、古老の伝える昔話などはすべて採録し、書物として進上せよ。」とある。

このときに作られたのが「風土記」である。

「肥前風土記」には

肥後の国玉名の郡・長渚の濱の行宮に在して、此の郡（肥前国高木郡）の山を覽ましてのりたまひしく

「彼の山の形は、別れ嶋に似たり、陸に属ける山か、別れ居る嶋か。朕、知らましく欲（たま）う」とのりたまひ（ま）き。仍（なほ）ち、神大野宿彌（すけのや）に（ま）しめて、看しめたまひしかば、此の郡に往き到りき。

第二章 古代  
この「肥前風土記」にはじめて「長渚の濱」として名が出てきている。それでは、肥後の風土記はどうなっているのであろうか。

「肥後国風土記」は散逸してなくなっており、ただ、「肥後国風土記逸文」だけが残っている。

逸文というのは、風土記のうちで現在まで書物としては伝えられず、その一部が後代の諸文献に引用されたものをさしており、「肥後風土記逸文」の内容としては

- (1) 「火の国」の名の由来について、崇神朝と景行朝の二つの話
- (2) 玉名郡長渚濱の二ベ魚
- (3) 關宗県のアソ岳あそのみた
- (4) 阿蘇郡のアソヒコ・アソツヒメ
- (5) 水鳥

の五カ条だけである

肥後の国の風土記に曰く、玉名郡長渚濱（郡の西にあり）昔者、大足彦の天皇（景行天皇のこと）球磨くま噲そを誅つとひて、還かへ駕りましし時、御船かたはらの左右に遊べる魚多さわなりき、棹人、吉備の国の朝勝見、鈎かぎを以ちて釣るに、所獲さちさわ多なりなり、即ち天皇に獻けんりき。勅たまはしたまひしく、「獻けんれる魚は此れ、何いか爲ななる魚ぞ」とのりたまひしかば、朝勝見、奏まを申ししく「其の名を解とれず。止ただ、鱒ます魚（麻須）に似たるのみ」とまをしき。天皇、歴け御見みしまして、（次々とご覧になつて）曰りたまひしく「俗多くさふかなる物を見て、即ち、にべさにと云う。今獻けんれる魚は、甚いとよ此多なりなり、爾陪魚にらひと謂いふべし」とのりたまひき。今、爾陪魚にらひと謂いう。其の縁よちもとなり。

（註）にべさにニハサハニ（贗多）の略とする説もあるが確かでない。（大言海）

これまで述べてきた「日本書紀」「肥前風土記」「肥後風土記逸文」によつて、景行天皇が長渚の濱に立ち

寄られたことは明確になってきたけれども、腹赤に伝わる天皇の上陸や贄の献上とはまだ結びつかない。

**腹赤の贄** 土田綱喜氏の「腹赤物語」を参考にして、腹赤の贄についての記録をたどってみる。

室町時代後期の学者であった一条兼良が、応永二年（一四二二）正月から二月までの禁中の公事、儀式の根源や沿革について書いた「公事根源」に

「天平一五年（七四三）正月一四日、太宰府より景行天皇の故事にならって、初めて肥後の名産である腹赤の魚を朝廷に献上した。

時の聖武天皇は大へん喜ばれて、毎年正月元日の節会に供える式魚と定められた。」と書かれている。

平安時代後期の漢学者であった大江匡房が関白二条師通の命によって、朝廷の公事、儀式などを書いた「江家次第」には

「元日節会腹赤魚奏」とあり、その註に「若違期不参七日奏之」とあり、毎年欠くべからざる恒例となっていたことがわかる。

さらに、「言塵集」に載せてある衣笠右大臣の歌に  
四方の海波静かなる御代なれば

腹赤の贄もけふ供ふなり

というのがある。

上沖洲名石宮の拝殿前に歌碑が建立されており、「腹赤の魚が無事に元日の節会に供えられたことは、四

方の海静かな泰平の御代で、大へんめでたいことである」と詠まれた歌である。

そのほかには、鴨長明の「四季物語」に

「国栖立楽腹赤奏など皆神々しき例しなるべし」とあり、また、「山家集」の西行法師の歌には、「筑紫に腹赤と申魚の釣をば、十月一日におろすなり、しはすに引きあげて京へは登せ侍る。其釣の縄遙かに引渡して通る船のとなわに当りぬるをば、かこちかかりて、かこちがましく申て、むずかしく侍る其の心を読める。

腹赤つる大わたさきのうけなわに

心かけつつすぎんとぞ思う

とある。

『平家物語』の阿古屋の松の章には

「筑紫の太宰府より都へ、腹赤の使の上るこそ、徒路ちろち十五日とは定めたれ。既に十二・三日と申すは、これより殆ど鎮西へ下向ごござんなれ……。」と書かれている。

「源平盛衰記」・「百練抄」・「和名抄」・「俗説弁中」などにもみえている。

このような諸記録をもとにして、『日本歴史大辞典』の「はらかの奏」の項には

「宮中元日の節会のおこなう諸司の奏の一つ。腹赤（はらか）とは鯨・鱒・鯿・爾倍（にべ）などの類。古く筑紫より進献した故事により、天平（七二九―七四八）に太宰府が貢進しこともあった。中絶もあったが、弘仁（八一〇―八二三）より毎年正月元日の節会に際して、七曜の御曆（中務省陰陽寮）、氷の様（宮内省

主水司」とともに、この腹赤は、宮内省膳司から諸司の奏の一つとして進献された。治承（一一七七一—一八〇）で廃絶、寛永（一六二四—一六四三）に肥後熊本藩より進献があったこともある。」と説明されている。

「はらか」腹赤と書いて「はらか」と読ませることは、前述の日本歴史大辞典の「はらかの奏」にも大海や広辞苑、金田一京助監修の古語辞典にも、腹赤（はらか）の奏・腹赤（はらか）の使・腹赤（はらか）の贄（にえ）などとふりがなされていることから考えても、腹赤と書いて「はらか」と読ませるべきであると思う。と土田氏は述べている。

腹赤の里には、名石宮・女石宮・一本木・御腰石・供御池・姫ヶ浦・十二石神社など景行天皇や御刀媛にまつわる伝承がある。

## 第二節 日本と大陸

### 一、記録に残った古代日本

西暦紀元前後の日本の状態を記録として残されたものに中国の前漢書がある。

「夫れ楽浪海中に倭人あり、分たれて百余国となり、歳時を以て来たり、献し見ゆ」とある。

その後、五世紀の宋時代に范曄はんえつの書いた後漢書には

「建武中元二年（五七）倭奴国、貢を奉じて朝貢す。使人自ら大夫たふと称す。倭国の極南界なり、光武帝賜うに印綬を以てす」

と記されていることから、西暦五七年には国としては成立していることがわかる。

しかし、倭奴国が統一された国であったか、多くの国の中の一つの国であったのかは江戸時代から異論のあるところである。

魏志倭人伝については、弥生時代の項にて述べたが、二〇〇〇字からなっており内容としては、三〇におよぶ倭人の国々への距離や戸数、つぎに衣食住や習俗、最後に、これらの国々を統合した女王国の政治・外交という順に書かれている。

「倭人は帯方の東南大海の中にあり、山島に依つて国邑を為つくる。旧と百余国あり、漢の時朝見する者あり。今、使訳して通ずる所三十国なり」

この倭人伝に書かれた国をあげると

对馬国つしま・一支国いしき・末盧国まつら・伊都国いと・奴国な・不弥国ふみ・投馬国とうま・邪馬台国やまたい・斯馬国しま・已百支国いひやくし・伊邪国いじゃ・都支国とし・弥奴国みな・好古都国こうこ・不呼国ふこ・姐奴国せぬ・对蘇国たいそ・蘇奴国そぬ・呼邑国こ・華奴蘇奴国わなんそ・鬼国おに・為吾国わご・鬼奴国おにぬ・邪馬国やま・躬臣国こうしん・巴利国はり・支惟国しゐ・烏奴国おぬ・奴国な・狗奴国くぬ・

の国名である。

このように中国の書には記録されているが日本の記録はどうであろうか。



日本の歴史書の中で最も古い「古事記」と「日本書紀」は総称して「記紀」とよばれている。

古事記は、上・中・下の三巻からなり、天武天皇十年代（六八〇年代）の著作と推定されている。

上巻は、天地開闢かいびやくにはじまる神代について述べられ、中・下巻は人皇第一代神武天皇から第三三代推古天皇にいたる系譜その他の記事と物語とで構成されている。

神代の部分は、神話であり、伊耶那岐の命いざなぎのみことと伊耶那美の命いざなみのみことの国産みにはじまり、天の岩戸いわのど、八俣の大蛇やまたのおろち、菟うさぎと鰐わだ、海幸と山幸などが記述されている。

天皇のところでは、天皇の宮都みやこの所在（宮号）后妃、皇子、皇女の系譜、氏族の始祖を示す注記、天皇崩御の年齢、山陵などが記載されている。

日本書紀は「日本紀」とも呼ばれ、また略して「書紀」ともいわれている。

国の始めから持統天皇時代（六九七年）までの神話・伝説・歴史などを舍人親王とねりらが編集して、養老四年（七二〇）に完成したものである。

神話にはじまり皇室や朝廷の歴史を物語る点は古事記と同じであるが、範囲は七世紀末までひろがり、神代の二巻以外は、景行天皇の項で記述したように、年月日ごとに歴史書風な体裁がとられ詳しく書かれている。

## 二、邪馬台国と卑弥呼

「魏志倭人伝」に書かれた七万余戸を有する最大の国であった邪馬台国はどこにあるのか、江戸時代から

今日までその論争は続けられており、まさに「まぼろしの邪馬台国」である。

大きく分けると、邪馬台国は、北九州のヤマトだとする「九州説」と畿内のヤマトだとする「大和説」の二説となっており、この論争は地理上の位置の問題だけにとどまらず、その位置をどちらにするかによって

① 邪馬台国を中心とする国家の領域が違ってくる

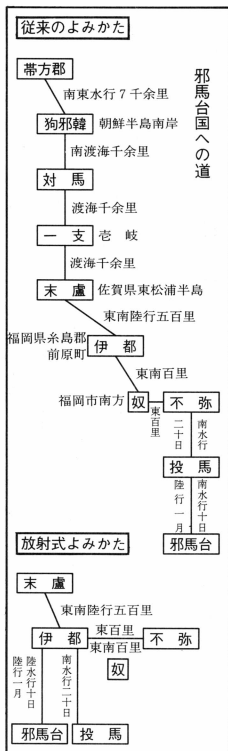
② 日本の国土統一の時期が違ってくる

の大きな問題へと広がっていくからである。

論争の内容については記述をさけるが、論争点となっている四点だけを列挙しておく。

① 伊都国からの行程

② 記述の日本的な解釈（図のとおり）



日本の歴史  
「倭国の誕生」  
直木孝次郎

③ 「水行十日陸行一月」の意味のとり方

④ 倭人伝の記事について、方角にあやまりがある。

この邪馬台国の女王卑弥呼とはどのような人物であったのだろうか。

魏志倭人伝には、要点だけを述べると、

邪馬台国では、もともと男子が王位につくことになっていたが、国中が大いに乱れた結果、女子を立てて女王とし名を卑弥呼とよんだ。

この卑弥呼には夫がなく、弟がその政治を助け実務を担当し、女王ではあるが政治には殆んどたずさわらず主として宗教的な面に対して王としての務めを果していた。

卑弥呼は、非常にりっぱな楼閣の中に住み多くの召使いにかしずかれ、国民や官僚からはなれて生活していた。

卑弥呼は、景初三年（二三九）六月に、帯方郡の大守劉夏のもとへ使者を出し、同年一二月に洛陽へ案内されて魏の帝から詔書を受けている。

また、正始四年（二四三）と正始八年（二四七）にも使者を派遣している。

卑弥呼が死んだので、径百余歩の大きな塚を作って祀り、殉葬した奴婢は百余人もあった。

このように書かれている卑弥呼が、日本の古事記や日本書紀にはその名を見出すことができない。

第二章 古代  
松下見林は仲哀天皇のきさき神功皇后であるとし、内藤湖南は垂仁天皇の第一王女倭姫と説明し、笠井倭人は孝元天皇の異母妹倭迹迹日百襲姫と考え、本居宣長は高木神の娘万幡豊秋津師姫としている。

これまた「まぼろしの女王」といふべきであらう。

### 三、盤井の乱

四世紀以降の日本と朝鮮との関係については、古事記に神功皇后による新羅征伐の伝説が書かれているが、大和政権が朝鮮の弁韓地帯の確保のために大規模な兵力を朝鮮半島へ向けたことは、百濟記にも書かれており史実である。

雄略天皇のころから日本の朝鮮支配が後退し、六世紀に入ると百濟の態度が強くなってきたので、朝廷では朝鮮に向けて軍をおこしたが、このとき北九州で大きな内乱が起きた。これが「盤井の乱」である。

古事記の継体天皇記に

「この御世に、筑紫の君石井、天皇の命に従はずして礼無きこと多かりき。かれ物部の荒甲の大連、大伴の金村の連二人を遣はして、石井を殺らしめたまひき。」と記してある。

福岡県八女市の北方低い丘陵の上に盤井の墓がある。長さ一二五mの大きな前方後円墳で、「岩戸山古墳」と名づけられており、造営した者の名が記録の中にみえることで非常に貴重なものとされている。

東北の一隅には、一辺の長さ約四〇mの方形の「衛頭」とよばれるところがあり政を行つたとされている。また、数多くの石人、石馬がのこされている。

## 四、文化の渡来

日本で書かれた最も古い文章としては、四七八年に倭王武が宋へ送った上表文があり、また、江田船山古墳出土の太刀に刻まれた銘文がある。

古事記の応神天皇記に

「百済しよこの国主照古王しよこおう、牡馬一匹、牝馬一匹を阿知吉師あちきしに付けて貢りき。この阿知吉師は、阿直あちの史等が祖なり。また太刀と大鏡とを貢りき。また、百済の国に仰せたまひて、「もう賢さかし人あらば貢れ」とのりたまひき。かれ命を受けて貢れる人、名は和邇わに吉師、すなはち論語十卷、千字文一卷、あわせて一一卷をこの人に付けて貢りき。この和邇吉師は文の首等が祖なり。」（吉師は尊称）

と書かれているが、日本書紀では、阿知吉師は阿直あち支しとなり、荒田別あらかたわけ、巫別かんなきという二人の日本人の将軍が連れてきたことになっている。

論語・千字文と同時に鍛冶職人、織職人、酒造りの職人等が渡来している。

日本書紀にも雄略朝には、百済から陶器・鞍くら・絵画・錦織の技術も入ってきたとされている。

## 五、隋・唐との国交

五八五年に南北朝を統一した隋は、六〇四年第二代の煬帝やうていになって長安を西都・洛陽を東都とよぶようになった。六〇七年には日本からの使者が隋の都洛陽に到達し、「日出づる処の天子、書を日没する処の天子

に致す。恙無きや」という有名な聖徳太子の国書をさしだしている。

遣隋使は、推古天皇三三年（六一五）までの間に小野妹子らが使者として四回派遣されている。

船は、一度に四〇〜五〇人は乗ることのできる木造船であったと想像される。

奈良県田原本町出土の埴輪にヘラ書きされた船、書紀の応神天皇の条に伊豆の国で長さ十丈（約三〇m）の船が造られ、また、常陸国風土記には天智朝に石城国（福島県）で長さ一五丈（約四五m）の船を造らせたとしてある。

書紀によって遣唐使の場合の日程を調べてみると

七月 三日 難波出發

八月十一日 筑紫の大津（博多）を中航

九月十三日 百済の島に到着

九月十四日 百済の島を出發

九月十六日 楊子江河口の会稽県に到着

九月二十二日 余姚よよ県より陸行

十月十五日 唐の都洛陽に入る

このように、約四ヶ月の日数を要しているのである。

使節とともに渡った留学生は、二〇年から三〇年の長期にわたって滞在し、仏教のみでなく、政治・法律・土木等についても修めて帰国している。

遣唐使は、舒明天皇二年（六三〇）犬上君三田鉾を使節として派遣したのにはじまり、八九四年までの間に十八回計画され、一五回が実施されている。

## 六、仏教の興隆

欽明天皇の時代に日本に伝えられて以来、公的にその信仰がすすめられるようになったのは推古天皇二年（五九四）のことである。

仏教の興隆は、まず寺院の造営からはじめられ、四天王寺・法隆寺・広隆寺・法興寺などが、聖徳太子や蘇我氏によってつぎつぎに建築されたと伝えられている。

建物の主要伽藍は、南大門・中門・塔・金堂・講堂・それに回廊があり、四天王寺式・法隆寺式・飛鳥寺（法興寺）式・などとその配置にちがいがみられる。

寺院の建築とともに、その中に安置する仏像や仏具もまた優れたものが残されている。

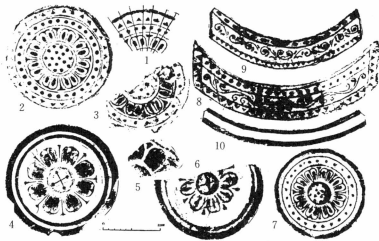
彫刻では法隆寺金堂の釈迦三尊像・薬師如来像・百済観音立像・広隆寺の弥勒菩薩半跏像などがあり、織物としては中宮寺の天寿国曼荼羅繡帳があり玉虫の厨子も工芸品として優れている。

この時代の文化を、飛鳥に都が置かれていたため飛鳥文化といい、飛鳥時代の後期を美術史上の用語から白鳳文化と呼んでいる。

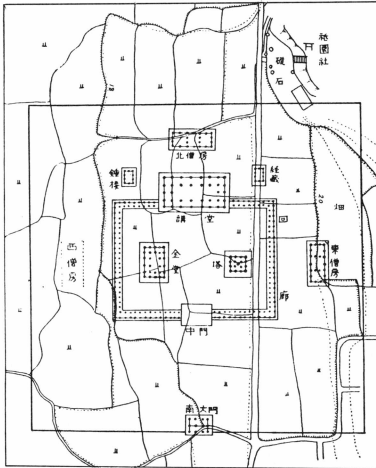
## 七、陳内廃寺

白鳳の終りに肥後では陣内廃寺が建てられている。

城南町史によると、陣内廃寺は下益城郡城南町陣内にあり、昭和三二年（一九五七）から三三年にかけて、三回にわたり発掘調査された結果、熊本県では最古の寺院跡であることがわかつている。



陳内廃寺出土の瓦拓本 (I)1.2.3.8老司式  
(II)7.9鴻臚館式 (III)4.5.6.10単弁および重弧文



陳内廃寺の伽藍配置復原図（中門の基壇の大きさは不明）



発掘の結果、おびただしい焼けた瓦が出土し、三種の軒丸・軒平瓦・銘のある瓦のほか、鉄釘十本、金銅蝶番片一、須恵器、土師器の破片が発見されている。

その後の発掘によって、伽藍の配置が明らかとなってきた。

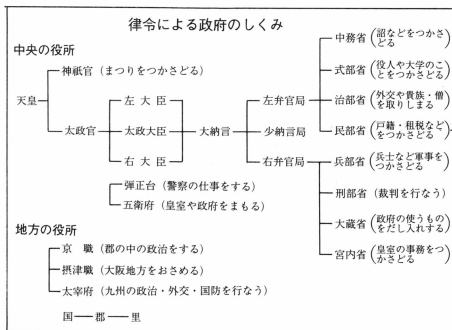
地形や心礎（中心柱をのせる礎石）の位置から寺院の敷地を東西を四等分して、そのおのの中心に東僧房・塔・金堂・西僧房をおく法起寺の配置方式をとっていると考えられ復原図が得られている。右に塔、左に金堂、奥に講堂があり、中門より左右に延びた回廊が、塔、金堂をつつみ、講堂の両翼に接している。

法起寺と異なる点は、塔と金堂とが逆の位置になっていることである。瓦は、軒丸瓦、軒平瓦とともに、老司式及び鴻臚館式のものであり、筑紫の太宰府の都府樓・観世音寺の瓦と全く同じものや同じ系統をひくものである。

### 第三節 大化の改新

#### 一、政治のしくみ

七世紀のなかばに、中大兄皇子（天智天皇）と中臣鎌足らが、大臣の蘇我蝦夷・入鹿父子を板蓋宮において滅ぼして、政治の権力をにぎったことと、それに続いて行われた政治上の大改革とをあわせて、当時の年



号をとって「大化の改新」とよんでいる。

**律令制度**

まで、延喜・天曆の摂政関白の政治の時代を経て、十二世紀末の鎌倉幕府の成立へと発展していくのであ

る。

中央政府のしくみは、図のように、二官、八省、一台、五衛府で構成されており、その長官は太政大臣と左・右大臣で両者は合議して国務を司どっていた。

地方の役所としては、京の周辺諸国を畿内と定め、京および摂津にはそれぞれ、京職・摂津職をおき、西海道の九国二島にはその総管として太宰府をおいた。

九国二島とは、筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・薩摩・大隅の九国と壹岐・対馬の二島のことである。

国はその規模によって、大・上・中・下の四等にわけ、おののちに守(長官) 介(次官) 掾(半官)、目(主典)の四等官および史生がおかれた。国の四等官を国史といい、国史は六年(のち四年)を任期として中央から派遣交替させていた。

郡は、国の下の区分で郡司はその行政を司どり終身の官として

その土地の豪族が任せられていた。

里は、のちに郷となるもので五〇戸をもって編成されいくつかの聚落からなっていた。

さらに、近隣の五戸をもって保を組ませている。現在でも「隣保班」などとよばれているがその起源もここにありと思われる。

国司の政治を行う役所は国庁（のち国衙）といわれ、それを中心として八町四方の区域に条坊制の市街地をもつ国府が営まれ、特に太宰府では、政庁（都府樓）の南に左右おのおの十二坊、南北二二条と推定される西の都が設定された。

## 二、肥後の国司と郡司

肥後の国司が文献に初めてみえるのは、和銅六年（七一三）筑後守に任せられ、ついで肥後守を兼任した道君首名みちのきみおびなである。

熊本県大百科辞典（熊日編）によると

「大宝律令」の選定に当たり「僧尼令」そうにりょうの講義もしたほどの官吏で、和銅五年（七二二）には遣新羅大使しんらきとなつてゐる。

肥後の国司となつてからは、産業を奨励し、農耕や果樹、野菜、家畜を勧めるのにも詳しい規則を定めて教えた。

初め人々は恨んだが、その指導に従うと収穫のころには成果があがったので皆喜び服し、一二年の間に

国中が豊かになった。

また、池を築いて水田の灌漑を勤めた。肥後の味生池（熊本市池上町か）をはじめ筑後の各地にも池を造ったという。その恩恵で後々まで生産が豊富になり功績から名国守として仰がれその死後、神として祀られた。」とある。

玉名市高瀬の保田木神社は、道君首名と菅原道真を合祀しており、天水町小天の少彦名命神社は首名の勸請したものとして伝えられており（岱明町史）この玉名地方もその恩恵を受けていたことがうかがえる。

肥後における郡は、七、八世紀の記録にはないが十世紀にできた「倭名抄」によると、肥後は十三郡、九



太宰府のあと

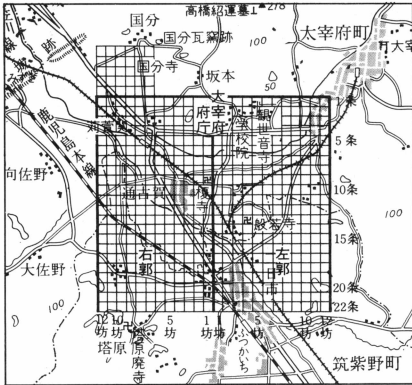
八郷からなっていた。郡は玉名・山鹿・菊池・合志・阿蘇・鮑田・託麻・益城・宇土・八代・芦北・球磨・天草であるが、八九五年に合志郡から山本郡が独立して一四郡となっている。

郡司がその政治を行うところを郡家（郡衛）とよばれている。玉名の郡家および郡倉について岱明町地方史によれば、

郡家の跡と思われるのは、玉名市上立願寺石丸で、馬場から三郎丸にかけてあり、礎石と布目瓦が発見されたとされている。

太宰府 太宰府の起源について調べてみると、「魏志倭人伝」には、

福岡県糸島郡前原付近にあった伊都国に「一大率」を置いて諸国を支配さ



せていたと記されており、「日本書紀」には、「筑紫大宰・筑紫大宰率」などの官職名があらわれてきている。「太宰府史鑑」にある「太宰府史年表」によれば

- ・ 応神天皇十三年壬寅 竹内宿弥をして九国を統治せしめ、兼て、北海の政を乗らしむ此れ蓋し太宰師の基本なり

- ・ 宣化天皇元年丙辰（五三六）官家を筑紫の那津に造り、穀を蓄へ迎要に備う此れ蓋し太宰府の始なり
- ・ 推古天皇十七年己巳（六〇九）四月庚子筑紫太宰奏す「百済僧侶八五人投化す」と、此れ太宰府の名始めて国史に見へしなり

太宰府の具体的な任務としては、大宝元年（七〇一）にできた大宝律令に

九州地方の筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向・薩摩・大隅の九カ国と対馬・杵岐・多岐（天長元年（八二四）以後は大隅国に合併）の三島を統治して、政治全般の統括をするとともに、対外的には、外国からの使節や帰化人の応接・折衝・対外防備の遂行など、外交・貿易・軍事を司った機関である。

とされていた。

したがって、九州の九国・三島から中央に送る調庸物は、みな太宰府に集められて、一部は府で使用され残りは都へと運ばれることになっていたのである。

腹赤に残る景行天皇伝説にまつわる「腹赤の贄」についても、「公事根源」に

天平十五年正月、太宰府より朝廷に腹赤の魚を献上した

と書かれている

府の主な官庁は、四町（約四四〇m）四方の区画内に配置されており、太宰府の中国風の呼び名が「都督府」であったところからその跡地を「都府樓跡」といわれている。

南正面に南門、その北に中門、その突き当りの正面に正殿、正殿の左右に相對して西殿と東殿、正殿の背後に後殿が配置され、巨大な礎石群が五〇個以上現存している。

なかでも正殿跡に残る礎石は、直径一・五m～二mにもおよぶ花崗岩で、三段の造り出しをもっている。

都府樓跡西方の丘陵の上には、藏司くらつかみとよばれる奈良の正倉院のような校倉あぜくらが建っていた礎石群があり、その西側の溝の中から木簡もくかんが発見され、大宝元年以前のものとして注目されている。

ここを中心として、平城京の約三分の一の規模をもつ東西に各十二坊（約二・



礎石

六km)・南北に二二条(約二・四km)の整然とした大都市が造られていた。

近くには、元明天皇和銅二年(七〇九)に完成した観世音寺・太宰府学業院・筑前国の国分寺・国分尼寺の遺跡がある。

### 三、班田収授と税制

養老二年(七一八)につくられた養老令によると、国は六年ごとに班田を行い、六才以上の良民の男子に二段、女子にその三分の二、家人と私奴婢には、男女おのおの良民の三分の一の口分田を与え、死亡すれば班年を待ってこれを国に納めることとした。

口分田は、他人に売り渡したり質に入れたりすることは禁止されていたが、ただ一年を限って、他人が賃租(代価をはらって土地を借耕すること)することはできた。

そのほか、位田として、五位以上には位に応じて八町から八〇町を、職分田は大納言以上に職分に応じて二〇町から四〇町を与えており、太宰府官人および国司には在外諸司職分田として一町から一〇町を、また郡司職分田として郡司には二町から六町が与えられ、そのほか功績によって与えられる功田などもあった。

班田収授の法によって土地をわけてもらった農民には、いろいろな種類の税を納める義務があった。

女子は「租」という税だけを納めればよく、二一才から六〇才までの成年男子には多くの納税の義務が課せられていた。

租そ あたえられた田一段について、定められただけのイネを納める

唐 成年男子は、一年のうち一〇日間、都に出て政府のために働く義務があり、これを歳役とよんでいたが、実際には都にいかなくても代りに布を納めればよいことになっていた。

調 地方の特産物として、絹・糸・綿・布・海産物などを納めさせたが、その上に付加税として、染料・油・塩などを納めさせていた。

雑徭 国司の命令で、公のための力仕事をする義務があり、年間六〇日以内とされていた。

義倉 作物のできの悪い凶作の年に備えて毎年きまった量のアワを出させて倉に入れておいた。

出挙 国司が五割という高い利息をつけて勸農・救貧のために貸しつけたものである。

仕丁役 五〇軒ごとに二人の働き手を朝廷にさし出させ雑役として働かせたもので期間は三年とされていた。

兵士 成年男子の三分の一は兵士にならねばならなかった。

都の皇居を守る衛士は一年、太宰府に下り外敵を防ぐ防人は三年で帰ることになっていた。

#### 四、白村江の戦

六五四年、孝徳天皇の代に、朝鮮半島の新羅の国では、日本や唐にも滞在し国際情勢にあかるい金春秋が王位につき武烈王と称し、唐の援助を受けて百済と高句麗をほろぼし、半島統一を考えていた。

六五九年、新羅は百済、高句麗に攻められて二十余城を奪われたために唐に出兵を求め、唐もこれにこたえて水陸十三万の兵をだし百済を攻撃したために百済は亡んだ。



しかし、百済の遺臣・鬼室福信は扶余西北の任存城（いまの大興付近）に兵を挙げ日本へ使者を送り来援を求めた。

六六一年一月、斉明天皇は中大兄・大海人両皇子とともに難波を発し三月二五日に那の大海（博多）に入港したが、七月には天皇がなくなっている。

中大兄皇子は遠征軍の総指揮にあたり、六六二年一月 阿部比羅夫は兵五千を率いて救援に向ったが、新羅・唐の連合軍の攻撃をうけ苦戦した。

翌六六三年四月、救援軍の第二陣として二万五千の大軍を送り第一陣とあわせて三万二千の国をかけての大出兵であった。

八月二七・二八日の両日にかけて白江（錦江）の河口において決戦が行なわれた。

「旧唐書」には

「四たび戦って捷ち、その舟四百艘を焼く。煙と焰、天に漲り、海水皆赤し」

「日本書紀」には

「須臾の際に官軍敗績し、水に赴きて溺死する者衆し。艦船廻旋すを得ず」

と戦斗の様様をつたえている。

この戦を「白村江の戦」とよんでいる。

この戦によって、百済はまったくほろび、日本にとつては、対朝鮮進出政策が挫折したばかりでなく、唐・新羅の強大な陸海軍がその余勢をかけて日本へ来襲してくるかもしれない危険を生じたのである。

五、壬申じんしんの乱

大化の改新を成功させた中大兄皇子は、天智七年（六六八）近江の大津宮で即位して天智天皇となった。

天皇は、異母兄にあたる古人大兄皇子ふるひあへんのちちの娘である倭姫王やまひめみこを皇后としたが、皇后には子供が生まれず、そのほかの嬪ひんと呼ばれる中央有力豪族出身の四人の妃きさきには、一人の男子である建皇子たむらぎと七人の皇女が生まれたが、建皇子は八才で病死してしまった。

また、宮人とよばれる中流以下の豪族出身の四人の妃には、三人の皇子と三人の皇女とが生まれている。この三人の皇子の中に大友皇子があり、天皇は聡明な皇子を後継者としてのぞみ、天智一〇年（六七二）皇子を太政大臣に任命し蘇我赤兄あかえと中臣金かねを左右大臣として、これまで太政大臣として天皇を補佐してきた大海人皇子を政治の面から締めだしてしまった。

当時は、天皇に有力な弟がいる場合には子どもよりさきに弟を皇位につける慣例となっていたが、弟に位を譲るとその子に、草壁皇子くさかべと大津皇子という有力な後継者がいて、自分の子である大友皇子には皇位がまわってこないことをおそれたためである。

同年十月、大海人皇子は病床の天皇によばれて後継者となるように頼まれたがこれをことわり、出家して大津から吉野へ向っている。

十二月三日天皇は崩御し、大友皇子は弘文天皇となり妃には大海人皇子と額田女王ぬかたのみかどとの間に生れた十市皇とよいち女めがなっている。

翌年六月、大海皇子は吉野に兵を挙げ、これに尾張国守小子部連鉦鈞・大伴吹負が味方したために近江朝側は苦戦を重ね、七月二日瀬田川の戦に敗れて大津宮はおちいった。

大友皇子は自害し、右大臣中臣金は斬られ、左大臣蘇我赤兄は流罪となり、勝利を得た大海人皇子は天武二年（六七三）即位して天武天皇となった。

この皇位継承をめぐる争を「壬申の乱」と呼んでいる。

## 第四節 律令政治から武士の世へ

### 一、律令国家の成立と郷土

**肥後国の発展** 天武朝の大宝二年（七〇一）大宝律令が制定され、実施されるとわたしたちの郷土も新しい動きをみせはじめてきた。

肥後の国府は奈良時代の中頃、益城国府から熊本市出水町国府本村に移り、託麻国府と呼ばれた。いまの水前寺の一带である。ここは熊本平野のうちでもはやくから条里化が進み、湿田の干拓がおこなわれた水田地帯に、二町（約二〇〇ヘクタール）四方の広さをもつ国府の役所（国衙といつた）が建っていた。

第二章 古代  
国衙の制度は大宝令で国の等級を分けて大・上・中・下の四等とし、国の守・介・掾・目・史生を置いて国務をとった。これらを総称して国司とよんでいた。

国司の長官を守といい、国司の員数は下表のように国の等級によってちがっており、肥後は当時上国の位置にあった。国司はすべて中央から派遣され、いずれは都の役所へもどって官人生活を営む。それで、ほとんどの官人が一度は地方官として国司の生活を体験した。国司の任務は大寶職員令に規定され神祇礼祭、寺院や僧尼、教育、農桑の仕事をする、開墾や租税、班田収授の仕事、浪籍者の取締り、訴訟、兵士の武器、駅馬、伝馬、斥候、のろし等の行政全般に及んでいたが、とくに、「部内巡行」といわれる領域内の実情を視察することがおもな任務で、年間の半分以上がそれにあてられていた。

国司のいま一つの任務は「朝集」といわれる中央への報告書類の作成と、中央政府への上申および指令の伝達があった。国司等は郡司からの報告などをもとに年間百種以上の帳簿を作成して、四度中央政府に報告しなければならなかった。このように国司の仕事は決してゆとりのあるものではなかった。

このような忙しい仕事の間担を守は長官としてその国の政務を取扱い、権力は絶大であり、介は次官、掾は判官、目は主典、史

『令義解』巻1 職員令 第3田令

国等級	国 司	守	介	掾		目		史生	計
				大掾	少掾	大目	少目		
大 国	国 司 職分田	1 人 2町6反	1 人 2町2反	1人 1町6反	1人 1町6反	1人 1町2反	1人 1町2反	3 人 6反	9 人 —
上 国	国 司 職分田	1 2町2反	1 2町	1 1町6反	1 1町6反	1 1町2反	1 1町2反	3 6反	7 —
中 国	国 司 職分田	1 2町	0 —	1 1町2反	1 1町2反	1 1町	1 1町	3 6反	6 —
下 国	国 司 職分田	1 1町6反	0 —	0 —	0 —	1 1町	1 1町	3 6反	5 —

生は書記生として行政事務を担当した。このほか事務の処理のためには専門の技術者を必要としたので、宮司、僧官、医師、博士、牧監、軍団の将などがおかれた。

また、国府の近くに、肥後の国分寺が建っていた。聖武天皇は、仏教をさかんにおこすことによつて、国土の安寧をはかりたいと国毎に国分寺を建てることを国守に命じている。国分寺は金光明四天王護国寺といふ国分僧寺と、法華滅罪の寺といふ国分尼寺からなり、八世紀末には国々に一応出来上がつていたといわれる。

肥後の国分寺の伽藍は壮大で、他の地方のものに比べて勝れてい

九州諸国の正税と国分寺料

多岐	対馬(下)	志岐(下)	薩摩(中)	大隅(中)	日向(中)	豊後(上)	豊前(上)	肥後(大)	肥前(上)	筑後(上)	筑前(上)	弘仁	
												国別(等級)	正税(公廩)
二千八十束 (〆)	三千九百二十束 (〆)	一万五千束 (五万束)	六万束 (〆)	六万束 (〆)	十五万束 (〆)	二十万束 (〆)	二十万束 (〆)	四十万束 (〆)	二十万束 (〆)	二十万束 (〆)	二十万束 (〆)	弘仁	正税(公廩)
					三万束 当国一万束 大隅国二万束	二万束	二万束	八万束 当国六万束 薩摩国二万束	四万束 当国二万束 嶋各二万束	二万束	四万束	弘仁	国分寺料
	三千九百二十束 (〆)	一万五千束 (五万束)	八万五千束 (〆)	八千五百束 (〆)	十五万束 (〆)	二十万束 (〆)	二十万束 (〆)	四十万束 (〆)	二十万束 (〆)	二十万束 (〆)	二十万束 (〆)	延喜	正税(公廩)
			二万束	二万束	一万束	二万束	一万四千二百七十四束	四万七千八百八十七束	三万三千三百九十四束	一万三千三百九十四束	三万二千二百九十三束	延喜	国分寺料

国名	等級	田積(町)
筑前	上国	18,500 <sup>余</sup>
筑後	々	12,800
肥前	々	13,900
肥後	大国	23,500
豊前	上国	13,200
豊後	々	7,500
日向	中国	4,800
大隅	々	4,800
薩摩	々	4,800

『和名抄』に依る

たと康保三年(九六七)にだされた「延喜式」に書か  
れている。これも当時の肥後の国の地位が上国とい  
う高級の位置にあった(別表)からであろう。

この等級も、都が奈良から平安京に移り、延暦一四  
年(七九五)には肥後は大宰府の管内(九州)唯一の  
大国となった。十世紀はじめ源順が編さんした「倭名  
抄」によれば、肥後の田数は二万三五〇〇町で二位の

筑前を五〇〇町以上も上廻っている。また、「延喜式」主税式によると、肥後の正税は公廩(国衛用度物)  
三〇万束、国分寺料四万七八七束等がすべて、他の諸国にくらべてとびぬけて多い。これは、肥後の国が  
良田も多く生産力も高かったことが、「大国肥後」の地位を得た原因であったのだから。(上表)

当時、大国は全国に十三ヶ国があり、九州では肥後一カ所というすばらしい躍進であった。このように躍  
進する大国は十四郡となりわれわれの郷土を玉名郡と叫んでいた。

**玉名の郡名** 『日本書紀』景行紀十八年の条に、「玉杵名」の邑の地名がはじめてみえ、また平安時代  
中期の承平二年(九三二)に源順が著わした『倭名類聚抄』には、「多万伊奈」と萬葉仮名で書いてあるので、  
これを「タマイナ」と読んでもよいであろう。また、大宰府天満宮文書によれば、正暦三年(九九二)大宰  
府天満宮神宮寺安楽寺に、玉井名荘と、合志荘とを寄進するということが書かれてある。この場合の「玉井  
名荘」というのは、その頃、そのように呼ばれていた古代荘園時代の地名である。

以上、三つの例から、玉杵名、多万伊奈、玉井名の名称があり、「タマキナ」「タマイナ」の二つに読み分けられる。郡・郷の名称は『続日本紀』和銅六年（七一三）五月甲子の条に「畿内七道諸国の郡郷名は好字をつけよ」との詔により、また、『延喜式』に「凡そ諸国郡里の名二字を並べ用い、必ず嘉名をとれ」と命じてある。これは、地方の郡名、郷の地名、里の地名はすべて二字にして、しかも佳名、嘉名を用いなさいということである。これにより、「玉杵名」より「玉名」とかわったことが知れる。それ故、玉名の語源は「タマキナ」から「タマイナ」と音便の読みの変化により「キ」が「イ」にかわったものと思われる。それでは「タマキナ」の語源はどこから起こったのであろうか。昭和三年版「肥後郷土史講演集」のなかに、故中川齋氏は、玉依姫の腕輪の環からで、「タマキ」の地名が生まれたといっている。環というのは輪のことで、玉名、小田一带の平野は、当時玉杵名湾といった湾状の地形をなしていた。それが、この地方の豪族玉依姫（玉名大明神の祭神）の腕輪を連想したものといっている。

また、筑波大学教授井上辰雄氏は、『熊本新風土記』「地名の由来」（昭和五十年）に、「魂来地」（たまきさな）すなわち、「神霊が依りくる聖地」「穀霊降臨の聖地」より生じたものといっていて、いまにわかに結論はしにくい古代地名である。

古代  
それ故、玉名の地名の語源は『日本書紀』景行紀にみえる、玉杵名邑が郡名となっているものとみても差し支えはあるまい。

第二章 古  
郡制と玉名郡 承平二年（九三二）頃の、肥後の国には、玉名郡のほか次の諸郡があった。山鹿郡、菊池郡、合志郡、飽田郡、託麻郡、益城郡、宇土郡、八代郡、天草郡、芦北郡、球磨郡の十三郡であったが、

九世紀のなかば頃、山本郡が合志郡より分かれて独立したの  
で十四郡になった。この行政区割は、中世の頃も余りかわら  
ず今日でも一応了解ができるだろう。

郡政にたずさわる役人を郡司とよんで、大領・少領・  
主政・主張の四階級がおかれている。その採用は、大化改新  
の頃は、姓を重視し、国造のなかから選ばれた。すなわち  
いつの世にもある家柄の重視であったのだが、大宝令では、  
在地豪族の力を借らねばならぬ現実面を重視して、在地首領  
より選んだ。例えば、飽田郡の建部、阿蘇郡の阿蘇公、益城  
郡、八代郡の肥公、合志郡の日下部などの名があげられてい  
る。

それでは、玉名郡の郡司は誰であったのであろうか。

郡司日置氏 寛政六年（一七九四）二月、玉名郡請村（玉

名郡菊水町）の鷲原と呼ばれる畑のなかから、小さい骨壺が掘りだされ、その中に銅板が二枚合せて入れ  
てあった。そのなかの一枚の墨書した文字をいろいろの人が読みあかした結果、次のような意味であること  
がわかった。

「啓白、西海道大宰府の治める所の高野山に葬ったこの方は、玉名郡の人、権少領で外少初位下の位階に

郡司の職分田

郡司 郡の等級	大 領	少 領	主 政	主 張	計
大 郡 (16里-20里)	1人 (6町)	1人 (4町)	3人 (2町)	3人 (2町)	8人
上 郡 (12里以上)	1 (6)	1 (4)	2 (2)	2 (2)	6人
中 郡 (8里以上)	1 (6)	1 (4)	1 (2)	1 (2)	4人
下 郡 (4里以上)	1 (6)	1 (4)	0 (2)	1 (2)	3人
小 郡 (2里以上)	領 1 (4カ)		0	1 (2)	2人

『令義解』職員令、戸令、田令  
(町) は各郡司の職分田。1里は50戸、1郡は1,000戸以内



ある日置郡公である。」

という意味になるようである。それでこの墓をこの地方では「いっちょ墓」といって、玉名郡司日置少領の墓ではないかというようになった。

郡司が郡政を行なうところは、郡大領又は小領の家にあてられていた。玉名郡の郡家跡は玉名市立願寺にあつたといわれている。郡家に附属する建物に郡倉がある。郡内より正税として納める稲束や、もみ穀を格納する倉庫を当時、正倉または郡倉と名づけていた。

玉名郡倉の跡は、玉名市宇立願寺、正野神社裏手の平坦な台地にあつたといわれ、いままで正野長者屋敷跡と伝えられていたところである。昭和四十一年この発掘調査がおこなわれ、礎石や焼米がでていた。当時、この丘の上に四十棟ほどの倉庫が立ち並んでいたといわれている。

玉名郡倉のあつた場所と谷を距てた塔の尾の台地を郡寺立願寺の跡といっている。ここも昭和二十九年発掘調査がおこなわれ、古い寺の形式をもつた建物の構造と、瓦などの遺物が出たことで、奈良時代から平安時代頃まで栄えた、郡寺立願寺の跡であることがわかった。

また、玉名市にある正野神社も古い宮で、承和七年（八四〇）宮社となり、阿蘇三座とともに式内社しきないしゃという社格をもつた神社に列せられていて日置氏の氏神であつた。

日置はヒキ、ヒオキとも読み、日置部が玉名地方に置かれ、玉名地方を治めていたという説があり、最大の豪族が日置一族であるといわれる。わが国で日置部がおかれたことは、奈良時代の天平五年（七三三）につくられた『出雲風土記』の神門郡かむとこ日置郷の条に

志紀嶋の宮に御宇しめしし天皇（欽明天皇）の御世、日置の伴部等、遣され来て、宿停まりて政為し所なり。故日置といふ。

と記してある。欽明天皇は『日本書紀』によると、五四〇年—五七一年に在位した天皇であり、『元興寺縁起』によれば、五三二—五七一年の間といわれる。それ故、六世紀の第二、四半期から第三、四半期に在位していた時期である。このように『出雲風土記』の記事は、日置部が欽明朝に出雲国に派遣され、日置一族がさかえていたといっている。

日置氏は、物部氏や蘇我氏など中央有力豪族との関係があり。玉名地方においても日置地方を中心に勢力をもち、菊池川をさかのぼり、古墳文化をうちたて、山鹿市の日置、菊鹿町の疋田に進出している。その進出はちやうど大和地方に辟田、日置田、引田があるのによくにている。それゆえ、「玉名郡の日置氏は菊池川沿いに勢力をのびし、山鹿郡の郡司となっていた可能性も考えられる。」と『山鹿市史』にはのべている。日置氏は、玉名地方に君臨していた郡司の地位にあつたので、われわれの郷土も、その支配、管理下にあつたことは、『日本書紀』や『風土記』などに、「鯨は郡の西にあり」といっていることから証明でき、「はらか奏」の慶事は、このような環境から生まれたものであると考えてみたくなる。

玉名八郷 十世紀に源順が編さんした「和名抄」によれば、肥後には九八の郷があつたといっている。これを郡別に列記すれば、

玉名郡 八郷 山鹿郡 九郷 菊池郡 九郷 阿蘇郡 四郷 合志郡 六郷 山本郡 七郷 飽田郡 十二郷 託麻郡 八郷 益城郡 八郷 宇土郡 四郷 八代郡 五郷 天草郡 五郷 芦北郡 七郷 球磨郡

## 六郷 計 九十八郷

古代の肥後国は、国府の所在地であった益城、託麻、飽田の諸郡を中心に、宇城地方から、玉名、菊池、山鹿、合志、山本の城北諸郡に人口の集中がみられている。

玉名郡には八郷があり、その所在地についても概略な説明が加えられているが、わが長洲町一帯の地名のないのはさびしい。これをほかの資料に求めると、

吉田東伍著『大日本地名辞典』（西国篇）によれば、詳細不明の「石津郷」について

石津郷は詳ならず、清里村大字牛水あり

すなわち、石津の遺唱にや

とあり、平凡社版『地名辞典』にも

石津郷『日本地理志料』より、

「石津」を「津原」と解し、三

加和町上津原、菊水町下津原な

ど郡の東方をあてているかが、

石津は「牛水」（うしづ）に訛

として、荒尾市牛水をあてて、

荒尾市牛水から玉名郡長洲町一

帯にかけた郷名にあてている。

郷名	所在地	備考
玉名郡		
日置郷	玉名市の西部、岱明村附近	玉名市高瀬町立願寺に正石野という地名がある。
為太郷	玉名郡三加和村附近？	
石津郷	同、詳細不明	
下宅郷	玉名市東北部、玉東村附近？	
宗部郷	同 東南部、旧八喜村・伊倉町附近	旧八喜村に世間部という地名がある。宗部は宅部？
大町郷	同 北部、旧石貫・玉名村附近	旧玉名村に大坊という地名がある。
大水郷	玉名郡南関町、旧南関町・賢木・大原村附近	南関に大津山という地名がある。
江田郷	同 菊水町西部・玉名市北部、旧江田・川沿・月瀬・梅林村附近	旧江田町附近？

これをその頃の別名でいえば「長渚の浜」一帯ということになるだろう。

石津郷の郷村 『出雲風土記』によると、靈龜元年（七一五）の政令により、これまでの国<sub>二</sub>郡<sub>二</sub>里の行政区分に修正が加えられ、いままでの「里」を改めて「郷」とし、「郷」の下に新たに「里」を置いた。これを一般に「郷里制」と呼んでいた。

郷里制で最も重要な役目をもつのは戸である。

一戸内の一家族は、夫婦、兄弟姉妹、甥姪、従兄弟等の家族や、寄口という寄食者、奴婢、家人などを含んでいた。その規模は十人前後から百人以上に及んだといわれるが、一家族は普通一五―三〇人の家族で、これを郷戸といっていた。戸が五戸で保となり十保（五十戸）を一里といった。

石津郷は牛水よりわが町内の堀崎、高浜、長洲、六栄、腹赤一帯の地である。この地域は有明海にのぞみ、はやくから人々の活動のおこなわれたところである。

長洲地方の当時の地勢は、小岱山西麓に展開する海拔四十メートル以内の洪積層の台地が、穏やかに傾斜して有明海に入り、海岸線は樹の枝のようにわかれて屈曲し、崎と崎の間には長い砂浜や入江や小さきまの島々が点在し、この地方独特の風景をつくっていた。

台地面は砂礫層の多い瘠地で、水源にも恵まれず井戸を掘るにも困難であったので、「日焼地」が多く、雑木山に掩われていたものと推察される。集落は、主として山を背に東、南、西に面した段丘上か、谷頭の水の容易に得易い所に堅穴掘立式の住居を営み、ささやかな農耕生活を行っていて、主たる生業は漁撈であったのである。

さきにものべたように、堀崎から高浜にかけての縄文時代より弥生時代、古墳時代を経て歴史時代に連続する遺物を出土する住居跡がみられる。

ここからは糸を紡いで織物を織る紡錘石が出土しているので、当時各戸で糸を紡いで織物を織っていたのであろう。高浜八幡宮南の台地下にあった貝塚は、慶長年間加藤清正の菜切塘築堤工事で採土されてなくなったという人もあるのでこの一帯にも住民の住居地があったのであろうか。

つぎに、菜切川入江にのぞむ高浜本村には古墳時代の石棺があり、対岸の葛輪、宮崎や一先宮の丘陵地の東斜面、永方東の前からは、当時の住居跡を物語る土師器や、須恵器の出土がみられ、鶯の巢の百谷をはじめ、八幡山より狐谷にかけての丘陵、下赤田にかけての内陸部の谷奥にも当時の住民が使用した遺物がみつかった。

景行天皇の巡幸地と伝えられて有名になった清源寺の稲満から腹赤の台地一帯や、腹赤新町にかけての海岸線、大辻より折地天満宮、四郎丸屋敷にかけての一帯は「風土記」に玉名郡家の西にある「鯨の邑」という名でよばれていて、歴史書にも住民の活動が記されている。

第二章 古代  
以上あげた地には、当時、長洲地方の海域で活動する漁撈民たちが、大小の郷戸をつくっていたものではあるまいか、私たちの住む西国特に筑前、筑後、肥前、肥後の広大な水域の漁撈民は、とってきた魚貝藻を贄として朝廷に貢進していた。それ故に、このような人びとを「贄人」といつていたが、荘園時代になると「海夫」という名でよばれていた。

なお、長須や沖洲にこの時代の遺物の出土がみられないのは、まだこの地が陸化していないためであろう。

腹赤のにへ 景行天皇九州御巡狩の記事は、養老四年（七二〇）に出版された「日本書紀」や、「肥後風土記」（逸文）、「肥前風土記」などにあきらかである。

贄というのは、天皇供御の食料となる地方の珍らしい特産物を朝廷や、大宰府政庁の命によって貢進（税としてさしあげる）していたものである。

腹赤から貢進した贄の魚は毎年、正月元旦宮中の新年宴会をはじめ前の儀式に供える非常に大切な魚であった。その故事についてはさきにとべているので省略するが、全国からおくられてくる数多い贄のなかで、腹赤からおくられる贄が非常に重要であったことを私達は知っておかねばならない。

腹赤からおくられる贄は、天平十五年（七四三）正月十四日、新装なった奈良の都の御所で行われた儀式に、大宰府から始めてこれを献上した。時の帝、聖武天皇は大いに喜ばれ、毎年正月元旦の節会せうげに供へることを恒例と定められた。衣笠右大臣はこの盛儀を歌にのこしている。

四方よもの海波しつかなる御代なれば

はらかの贄も今日供うなり

大同元年（八〇六）の節会には、大洪水、伝染病の流行により中止され、弘仁年間（八一〇〜八二四）「腹赤」は再び宮内省膳司から諸司の一つとして貢進された。平安時代の文献を尋ねてみると、中期の延喜式に「筑後・肥後西国所二進出」とあることから、産地が有明海に腹赤鯛を求めていたことは事実である。大江匡房まぎむねの江家次第えけしだい（一一〇〇年）に、「元日節会腹赤奏」という字句があり、その註に「若違もし期不れば參、七日奏之」とあり、腹赤奏は毎年新年に貢進されていたが、たまたま何かの理由で遅れたこと、「若しも時

期がおくれて参らぬ場合は、七日にこれを奏す」といつている。

「筑後よりはらかの使いののぼるこそ

かち路十五日とは定めたれ。」(『平家物語』)

と、これは平安時代、腹赤より郡家、大宰府を経て、都への道程に十五日を経たといつている。

建久元年(一一九〇)西行の『山家集』には

腹赤つる 大曲崎のうけ繩に

心かけつ、過ぎんとそ思ふ

「筑紫に腹赤と申す魚の釣をば十月一日に下すなり、師走に引き上げて京へはせ侍る。その釣の繩遙かにとおく引き渡してとほる舟のそのなわに当りぬるをはかこちかかりて、かうけがましく申してむつかしく侍るなり、その心を詠める。」と述べている。

鴨長明は元永元年(一一一八)『四季物語』に「国柄立楽、腹赤奏など皆神々しき例しなるべし」とあり『和名抄』には「鱒、一名赤魚とあり、これ鯛のことなるが、ひつきよ腹赤村より出づる故、地名によつて腹赤鯛。(腹赤魚という也、腹赤の赤き魚というのではなく腹赤を「ハラアカ」でなく「ハラカ」と読むといつている。

また清原元輔が『拾遺集』に腹赤をよんだ歌に。

みよしのの 若葉つむらんわきてこのひ

はらかすみて 日数えぬれば

とあるように、奈良・平安時代にかけては盛大に行われていた儀式も、源頼朝の治承四年（一一八〇）以後には古式はすたれたのである。

## 二、荘園の成立と郷土

### 律令制度の変質

大化の改新の際に実施された班田收授法は、その後も引続いて実施されているが、人口の増加により口分田が不足し、班田農民の死亡や、貧窮のために年貢、その他の義務をのがれるために、口分田を捨て他地方に移るなど、制度上の矛盾が生じ班田收授の事務をさまたげ、平安時代になるとこのような事態はますます増加した。

口分田不足の対応策として、朝廷はすでに養老七年（七二三）三世一身法（きんせいつく）を施行した。この法は、新たに田地を開墾した者には、曾孫に至る三世の間、もとの施設を利用して再開墾した場合には、その墾田の私有を認めるものであった。さらに朝廷では、天平一五年（七四三）墾田永代私有法を定め、開墾した土地は永久に私有することを許した。これは、土地公有の原則を破る重大な変更であり、結果的には、労働力を有する貴族・大寺院などが、積極的な墾田の開発や買収となり、その大土地所有者が増加し、この頃から次第に荘園の増加がみられるようになった。

その後、地方の豪族や有力農民は、貴族や大寺院の力を借るか自力で土地を開墾して開発地主となり、その墾田を国主や他の豪族から侵略されないように、中央の有力な貴族や寺社に寄進して領主になってもらい、自身は荘園の荘司・荘官となって実質的な支配権を確保するというやり方が多くみられた。このような荘園



を寄進地系荘園といっている。この場合、荘園の寄進を受けた貴族や大寺社を領家と言う。領家がその荘園をさらに上級の有力者に寄進したとき、その上級の領主は、本家とか本所などと呼ばれた。

なお、このほかに大化の改新の際、皇族や豪族が私有を認められた領地、私有を認められている寺社の領地があり、改新制度下、位階や官職に応じて支給された位田いでんや職田しきでん、国家に功労のあつた人に賜わつた功田等のさまざまな私有地がこれらの荘園のほかにも存在していた。

**荘園の成立** 墾田や私有地が、荘園成立の原因や基礎といわれているが、こうしたことは律令制度を大きく崩壊させる原因となつた。これら私有地は、はじめはその多くが輪租田ゆそでんといわれて、租税を負担する土地であつたが、のちには所有者の権勢をもつて租税負担をしない土地ふゆそでんに輪租田ゆそでんに変え、これに加えて、司法・警察など一切の国家権力が、その私有地内へはいることを拒否する権利をもつことになる。この権利を「不輸租不入の権」といって、一般にはこのような特権を持つた私有地を「荘園」と呼ぶようになり、国の土地行政から切り離した変つた形をとつた。

このような荘園に対して国司の管轄する公領こくがかりは国衙領と呼ばれた。荘園の發達にともない、地方の支配権は次第に朝廷から離れて、有力な貴族、寺社や在地の豪族の手に移つていった。貴族や寺社が土地の寄進をうけてこれを荘園にする手つづきを立券という。

荘園領主が立券の手つづきを提出したもののうち、太政官、または民部省より許可のあつて成立した荘園が官省符荘といつて領主権の最もつよい荘園である。

平安時代中期以後の荘園にみられる別符といふのがあつたのは、中央政府の認めた太政官符にたいして、別

の仮の許可証（別勅符）という意味があり、貴族・寺社の私有地と許可されたものに多くみられる。例えば、玉名地方の大野別符、伊倉別符（保）、がこの類に属する。

**玉名地方の荘園** 肥後国の荘園は、平安時代に二三荘を数え、鎌倉時代に一八荘、南北朝時代から室町時代にかけては、三五荘を加え、七六荘の多きに達した。そのうち、玉名地方の荘園は次表のとおりである。

玉名郡における荘園一覧

荘名	年代(紀元)	出典	領家・地頭	所在地
大町荘	仁治二(一一四一)	吾妻鏡		玉名市玉名、小田、梅林
江田荘	正平一七(一一六二)	広福寺文書		玉名郡菊水町江田
東郷荘	延元元(一一三六)	大友文書		同 東郷
千田荘	永久二(一一一四)	中右記 田中家文書	弥勒寺・小代氏	鹿本郡鹿央町千田
野原荘	元亨二(一一三二)	伊倉報恩寺文書 五輪塔銘		荒尾市野原、長洲
伊倉保 (伊倉保)	文治二(一一八六)	吾妻鏡		玉名市伊倉
高瀬荘	貞和二(一一三六)	広福寺文書		同 高瀬町
玉井名 (玉井名)	嘉暦(一一三七)			同 石貫、玉名
白間 (白間野荘)	嘉慶二(一一四八)	詫磨文書		玉名郡南関町
安楽寺荘	建久四(一一九三)	清源寺文書	宮崎領	玉名郡岱明町大野
大野別符 (大野荘)	貞和五(一一四九)			

白間野庄は、現在の南関町を中心に拡がる莊園である。寿永三年（一一八四）四月五日の源頼朝下文（『久我家文書』）及び『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）四月六日条によれば、平家の没収地から除かれて平頼盛領として安堵（保証）された莊園である。この莊園は寛喜元年（一二二九）頼盛の嫡子円性（光盛）の五女冷泉局に譲り渡された「肥後球磨人吉庄」であるといわれていた（『久我家文書』）ため、玉名郡の白間野莊の所在はあまり知られていなかった。

また、『吾妻鏡』建長二年（一二五〇）三月一日条に白間太郎の名がみえるので、鎌倉中期までに当莊は成立していたものと思われるが、本家、領家については不明である。

玉名莊は、菊池川左岸の小田、下、津留、安楽寺付近にあった大宰府安楽寺領莊園で正暦三年（九九二）一二月四日、肥後守であった平惟仲が、玉井名、合志の両莊を安楽寺領にした（『天満宮托宣記』）という、鎌倉時代後期には小田莊と呼ばれたこともある。

郡の中央石貫地方から菊水町、三加和町に跨る一帯は、中世の玉名東郷の大部分と玉名西郷の一部を占める仁和寺領莊園であるが、のちには東郷莊とよばれるようになった。

大野別符は、玉名市の旧高瀬町、弥富、滑石、築山、岱明町など菊池川右岸一帯で、宮崎八幡宮の所領で鎮守社は繁根木八幡宮である。成立の時期は不明であるが、石清水八幡宮寺檢校兼宮崎宮檢校法印宗清から子息の修理別当行清に譲られたと、『石清水八幡宮文書』にあるので、十一世紀頃の立莊と推察される。

宇佐宮領伊倉別符は、もと玉名郡司日置氏の私領であったが、『八幡宇佐宮御神領大鏡』によれば、郡司日置則秋の代々の私領を承保元年（一〇七四）に、筑前講師永源が買って、大宰府国衙の承認を得て領有し

ていた。ところが、康和五年（一一〇三）宇佐公順がさらに永源より買取って宇佐宮領としたものである。次に、三池荘は、筑後国三池部の高田町、大牟田市に所属する荘園である。わが野原荘に隣接し、相互の関係の深いところであるので、荘のあらましを簡単に記述する。

三池荘のはじめは明らかではないが、建長五年（一二五三）『近衛家所領目録』に、藤原頼通の子四条宮に譲った所領の一部が高陽院かひのいんに引き継がれたものといわれる。それ故、宇佐宮の勢力が進出してここを宇佐領にするのは十一世紀前半の頃であらう。

**野原荘の成立** 私たちの郷土は野原荘と呼ばれていた。荘の位置は肥後国玉名郡北西部の有明海沿岸にひろがる一帯で、現在の玉名郡長洲町と荒尾市を含む旧荒尾郷の全域である。

荘の成立についてはあきらかではないが、豊後国宇佐の弥勒寺喜多院と山城国石清水八幡宮の支配体制が



玉名地方の荘園

確立した十世紀末に始まるようである。すなわち、長

保元年（九九九）、石清水八幡宮別当元命が弥勒寺講師しを兼任し、永承七年（一〇五二）惣檢校清成が、

九州各国にある宇佐宮寺末宮所領荘園の雑務を執行し、さらに寛治元年（一〇八七）権別当清田が喜多院司に補任されて、石清水喜多院の九州支配が移ってくる。

その後のことについては明らかでないが、仁安二年（一一六六）に、石清水第二九代別当田中慶清が善法

寺祐清の五男家田宝清に譲り渡した弥勒寺莊園二カ所のこと  
が記録されていて、その一つが肥後国山鹿郡泉莊（今の鹿本郡鹿本町、菊鹿町一帯の地）であるといっている。そのほかの一つの莊園の名は記入されていない。しかし、承久二年（一二二〇）に第三十二代別当善法寺祐清がその子宗清に譲り渡している所領のなかに、弥勒寺及正八幡宮領の莊園四カ所があげてあり、そのなかに泉莊があると記している。

鎌倉時代の「八幡宮文書」「宇佐宮弥勒寺喜多院莊園の事」に弥勒寺所領百四カ所の莊園名や末寺、末宮等の名が書かれてある。そのなかに肥後国では泉莊、野原莊、守山莊、藤崎莊の四カ所があげられ、末社として野原、藤崎、守山八幡宮を莊園鎮守社として創立したとあるので、野原莊はこれらの四庄と同時に成立したものであると思われる。

野原莊の莊名がはじめて文献に現れるのは、「中右記」永久二年（一一一四）三月十八日の条に、「朝廷における乱行が問題になって、大宰大貳がかわる事件がかかっている。それ故、十世紀末から十一世紀前半頃に、石清水八幡宮の勢力が宇佐八幡宮の仲介のもと九州に進出し、肥後北部一帯の在地名主層の開墾した名田の寄進をうけて立荘したものと推測される。

鎌倉時代、莊の檢地をおこなった「石清水八幡宮資料」をみれば、肥後国内の山鹿郡泉莊（鹿本郡菊鹿町、鹿本町）飽田郡藤崎莊（熊本市）益城郡守山莊（甲佐町）野原莊があり、野原莊は「七百丁実在八百余丁」と記している。これは弥勒寺領一〇四カ所の莊園中上位であったものである。

第二章 古  
代  
莊園のしくみ 野原莊の領主となった宇佐弥勒寺の領家は預所をおき、法橋上位という位の高い僧を任命し、野原の治所にとめる下司職や名主などを任命し、絶大な権限を行使した。まず莊園の下司職には書

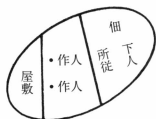
生、公文、図師が土地を寄進した有力名主層から選ばれた。土地の管理、年貢のとりたて警察事務を担当する仕事についていた。この職務と権限に対しては得分があった。これを「職」とよんだ。それで、荘園の実質上の支配者といっても過言ではないようである。

荘園内で働く農民は、地方豪族の下で土地の開墾に従事する下作人であるが、もともとは公田時代の班田農民である。彼等は何等かの理由で自分の班田を捨てて、荘園領主の耕作を引きうけている労働者であり、田畑からの収穫の一部を耕作料（請作料）として、領主におさめなければならない。しかし、あとは自分のものになるから、収入は決して少なくはない。さらに、流れてあるく浮浪農民をやといて働かせると、いっそう広い耕地を引きうけて収入がふえるわけである。このような安定した生活をつづける有力な農民を「田堵」と呼んだ。一種の農業経営請負人である。

註 「堵」というのは「垣」のことであるという。それは一定の区画のなかで耕地を耕す人という意味であろう。

十二世紀ごろになり、農民としての所有権が認められると、田堵は耕している耕地に自分の名をつけて呼ぶようになった。太郎という名の農民の耕作地なら「太郎丸」という。次郎という名の農民の耕作地なら「次郎丸」という。このような農民を名主、その所有地を名田とよんだ。名田は納税の単位ともなっていて荘園でも公領でも、平安時代以後は「名」が単位になっていた。

このような名田は、長洲町においては永方の井在丸、入道丸、六郎丸、小太郎丸、折地には四郎丸、秋丸、腹赤の小野四郎山、高浜の宮丸、稲丸などがあつた。しかし、これらが同時代に等しく存在したかどうかはわからない。



この頃の名田のようす

こうして平安時代には、広いものは数十畝、平均して四一五畝くらい、「○○名主」という名のつく耕地が各地にあった。そのうち、この田堵たちは自分たちの権利をさらに強くし、拡大したいと考えるようになると、「この耕地は自分たちが永年耕やした土地だ。この土地を領主が勝手に取りあげるようなことがあっては困る。決められた年貢は納めるから、今後自分たちの思うようにこの土地を使わせて欲しい」と主張しはじめた。

莊園領主もこの考えを認めるようになった。そして田堵たちは、それぞれの「名」の主人、つまり「名主」として一層強い力をもつようになり、澤山の土地をもっている者を「大名」、少ない者を「小名」とよぶならわしが生じ、後世の大名制のもとになった。

農民の生活 名主といっても所によってその様子は違っていた。名主は、名田の一部（佃てんという）は自分で耕した。といっても、自分で鋤をふるい、鎌で刈り取るわけではない。下人、所従しよずとよばれる農奴のうどという身分の低い人に耕やさせていたのである。また、残りの名田は、甲乙人、凡下げんげなどと呼ばれた百姓に、小作させるのが普通であった。この百姓の中でも、とくに豊かな者は、下人、所従をかかえていた。近畿地方では、家族と僅かな下人を指図し数ヘクタールの耕地を耕すものもあり、また、関東地方では数十ヘクタールもの広い耕地をもち、多くの農民を従え、多くの下人を指図して耕させている者も多かった。勿論、関東地方は、未開地が多く、開墾によって新しい耕地をつぎつぎにひろげることができたからであり、九州の場合には所によっては近畿地方のようなどころや、関東地方のようなどころもみられていた。

つまり、このころの農民には、名主―百姓―下人、所従というような上下の区別があったことになる。もちろん、その上には領主がいる。鎌倉時代になるとそのほかに地頭もいて、その命令もきかなければならなかった。名主のくらしは下人、所従にくらべるとよほど楽であったが、領主に納める年貢には困らされた古文書などにみえている。

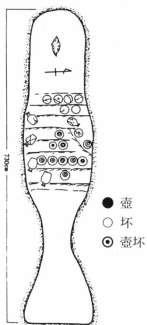
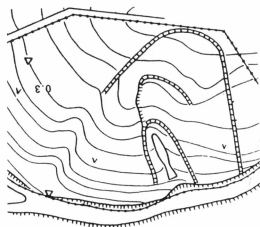
年貢の割合は、とれた米の三割から五割くらいであったらしい。そのほか、畑でとれる麦、あわ、だいずなどの雑こくも納めなければならない。山で取れる桑、あるいは織物、炭、薪、海産物なども年貢として持っていた。そのほか、領主が旅行するとき、その荷物を運んだり、かごをかついだりすることもあり、また、領主の田畑を耕すためにかりだされることも、用水路や道路づくりのために働かされることもたびたびであった。

このような労働は、名主が直接にしていたのではなく、むしろその仕事は下人、所従という身分の者たちがやらされていた。この下人、所従のようすを伝えるものに、「安寿と厨子王」があり、当時の世相を知る物語である。

**小岱山麓の窯業** 野原荘には中国から渡来した技術で、風土のなかに育った産業がおこっていた。小岱山の西麓一帯には、奈良時代から須恵器すゑきと鉄の製造がおこり、平安時代に最盛期を迎え鎌倉時代までつづけられ、荘園領主の主要産業になっていた。

日本における原始時代の文化は中国漢文化の影響をうけ朝鮮半島を経て日本に渡り、縄文式文化は弥生式文化へと進歩し、青銅と鉄の進歩した耕作文化をもった大陸文化の影響は日本の農耕社会を發展させた。こ

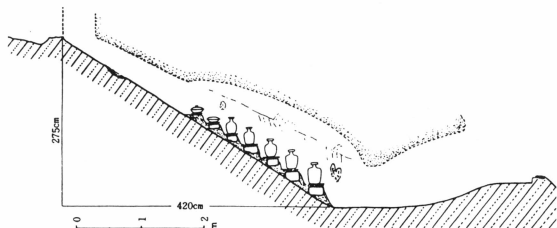




のことについてはさきに述べたとおりである。

この間に人々の長い年代にわたって生活したすべての人々が日々手にとったものは土器である。縄文式土器は弥生式土器へ進んでいくが共に低い火力でできた素焼きにすぎない。従って質ももろく、吸水性が強いのでこわれやすくもあり、水を容れた長い時間の煮たきには耐えないものであった。このような素朴な土器の時代に革命をもたらした水などの液体を充分に生活に使用できるように導いたのが、須恵器である。

須恵器の色はネズミ色、叩けば「カンカン」と金属性の音をだす、



北山A案実測図

千度及至千二百度の高熱で焼かれた堅い質の土器である。わが国では日本が原始社会につづいて大和朝廷国家をつくる古墳時代から平安時代はじめまで焼かれた土器がこの須恵器である。この土器はこれまでの土器とは異なつて良質の粘土、高熱を出し得る窯並に専門窯業者が必要であるので、このような条件を考えねばならない。

小岱山の山麓は第三紀層の丘陵で「登り窯」をつくるのに都合のよい花崗岩質で、高熱をつくる燃料の松材があり、良質粘土があることは、この焼物を産む条件に適していた。

まず、府本字北山浦の谷間に突きでた丘陵の突端斜面中腹の花崗岩を掘り抜いて登り窯がつくられている。白い岩肌<sup>イハダ</sup>に赤く焼けた煙道の部分<sup>スミヂ</sup>がみえる。傾斜は三十度くらいで、窯の状態は水平で、長さ七・五米、下より焚口、主室、煙道、煙突の四部からなり、平面形は長い靴底状をなしており、床面や側壁は萱<sup>か</sup>スサ入り

粘土がぬられ主室に七段の土器棚がつくられ土器が並べてあった。

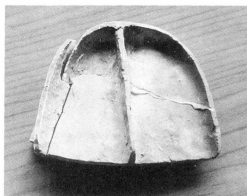
#### 大別当窯跡

小岱山の西側に連なる丘陵地には約六十以上の窯跡が発見されているが、その数に於いては県下最大の窯業跡地帯をなしている。生産は六世紀後半にはじまり、平安時代最も盛んで一部は鎌倉時代までつづき、生産された須恵器は太宰府に送りだされたものと推定されるが、需給関係は未だはつきりしていない。



小岱山中腹から山麓にかけ約三十ヶ所の製鉄遺跡が発見されていて、小岱山製鉄跡群として県指定文化財にされている。分布は西麓の平山、府本、柘地区、玉名市並南関町に及ぶ広範囲に亘るものである。遺跡の立地や出土遺構、鉄滓の科学的分析結果から、長渚の浦の砂鉄が、この山中に運ばれて製鉄されたものといわれる。

製鉄から製品までの行程は、粘土で築いた溶鉱爐に砂鉄と木炭を交互に入れ、約三日間程焼き、途中三分おきに原料と燃料を注入する。爐のなかのどろどろになったものを「ゆ」というが、爐壁をこわして中味を流すと比重の軽い鉄滓（スラグ）が流れ、鉄分のかたまりが残る。これをとり出して小さく破碎する。これを玉鋼（たまはがね）鉾（ほ）その他の屑はがねの三種に選別する。これを「たたら作業」といっている。



大別当がま出土陶硯

主な窯業地は西郷地方では府本地区の北山浦、南山浦、下谷、洗出の窯跡、それに万田山山麓地方に多い。東郷地方では柘の大別当や、四反田のたたらもと窯などが有名であるが、長洲町内には未だその所在は明らかではないようである。

樺の大別当窯は府本小学校の近くにあり、窯の大きさは幅二、〇八、長さ六・五の地下式登窯で大型カメ、ツボ、マリとともに陶硯五個が出土した。上掲の陶硯は中央部の堤によって二分割された「風字二面硯」で、海陸の境がなく、背面に脚をたてている。五個の陶硯のうち円面硯もありともに貴重な硯

として平安文人に愛玩されたものらしい。

選別された玉鋼はこん包し小鍛冶（普通の鍛冶場）へ出荷する。その他のものは大鍛冶場へまわされて、ここでは、火窪（ほど）と呼ばれる丸い穴に入れて焼きなおし、鍛練して銑をしほりだし庖丁鉄をつくる。

このようにして一回分の作業が終わるが、この溶鋳炉の作業を一代（ひとよ）と呼び、約七五〇貫から三五〇貫の砂鉄と、同量の木炭を必要とする。斯うして五五〇貫から七五〇貫の鉄材が得られる。同時に二五〇貫から六〇〇貫の銑が副製される。

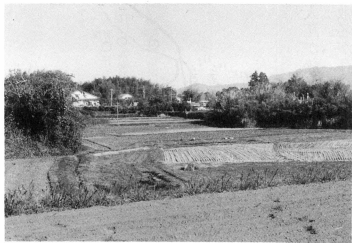
このような操業は年間四十代ぐらいがくり返される。こうして莫大な製品が生産されていた。

主要な遺跡は玉名市の蛇ガ谷遺跡、六反遺跡、荒尾市の観音寺遺跡、山ノ神遺跡、古城谷遺跡、たたらもと遺跡、麻畑遺跡、斧研ぎ遺跡、薬師前遺跡などがあり、出土した土器によって遺跡群の年代は、平安後半から鎌倉前半に中心があり、室町時代まで営まれたことがわかる。

ちなみに、日本の鉄器は弥生時代の後半に、大陸より青銅器伝来につづいて伝来し、当初支配階級の人たちの間に使用されて、劍・槍・鉾・弓矢・甲冑などの武器として用いられ、やがて工具、農具も造られるようになった。

小岱山一帯の鉄がどのように製品化されていたかははっきりしないが、荘園領主の税物として、深田浦の梶取より、京都や宇佐方面に送られていたものと思われる。

**梶取と深田浦** 荘園領主が荘園を領有するのは、年貢物を取得するほかに目的はないのであるから、荘園内で生産された米のうちから所当米（年貢米）として宇佐と京都の領主のもとに送られていたのである。それではこのような所当米がどのような経路をとって、荘園領主の許に送り届けられていたのであろうか。



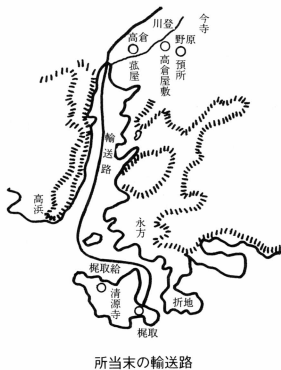
深田浦（手前）梶取（奥）

所当米は野原字莊園にある政所の指示をうけ（『弥勒寺文書』）一旦菰屋の高倉屋敷に送られ、高倉に保管貯蔵される。『吾妻鏡』には、莫大な量の年貢物は、一旦莊園内の倉庫に収納され、普通二回に分けて発送されていたと書かれてあり、輸送には、港から船が使用されていたと思われる。

当時の野原莊は海岸線の屈曲が多く、海浜や浦々に恵まれていて長須浦、大嶋浦、清源寺浦、荒尾浦等の湊があると、『肥後国郡地誌（第四二領内湊数の事）』に書き、さらにこれには、「コレ湊程之所ニハコレ無ク、自然他国船出入シ船繫仕り候也」と書かれてある。

この記事は近世期はじめ頃の記事である。それらの湊のうち、古代より中世にかけて莊園第一の良港があった深田浦の名がみえないのは、慶長九年（一六〇四）加藤清正の行末干拓によって深田浦が港の機能を失ったからであろう。

腹赤村の深田浦の一带は、景行天皇御巡幸を伝える多くの伝承遺跡が存在する。なかでも深田浦に隣接して「梶取」の字地名がある。梶取は普通「船の船長」「船頭」の意味であるので、「梶取」とよんでいた時代は古い時代の船長の名称といわれる。（『日本地理歴史辞典』）それ故、深田浦は古代、中世を通して、この地が莊内第一の貨物の移出港であったことが、風土記などに景行天皇御巡幸の史話を産む最大理由になったものと思う。



所当末の輸送路

菰屋の高倉の倉庫より運び出された所当米は莊園（地名）の付近の海津という港（土地の人はいまもそういつている）から、底の平たい高瀬舟に積みこまれ、硯川から、菜切川水域の浅い有明海の入江を高浜に出て、塩屋宮崎、折地の水路を経て深田浦で本船に積み替えられたものと考えられる。

年貢の輸送は、すべて莊園内の地方豪族によって統率されている梶取、水手に委託され、梶取が全責任をもって送納していた。「腹赤字梶取」は、深田浦の北岸袋状入江が該当地に推測される。また、この地方一帯に「古庄屋敷」「四郎丸屋敷」「小野四郎山屋敷」などの屋敷名が存在しているのは、年貢輸送を指揮していた在地豪族の屋敷であったのであろう。

梶取には給田が支給されている。『相良文書』によれば人吉荘では五丁『免田文書』によれば一所六反の免田坪付けがなされて、いずれも「梶取給」「カントリキウ」「かち取」として支給されている。本町では大字清源寺に「梶取給」という字地名があり、土地の人は「カントリキウ」「カンドンキユウ」といつているので、梶取を古くから「カントリ」または「カンドン」といつていたのであろう。このような歴史をあらわす地名は大切にしたいものである。

清源寺村の「梶取給」は、梶取の西にある入江である。当時の梶取は「梶取兼百姓」の状態にあったとい

われているので、莊園領主や、地方豪族と農業（給地）とは離れ得ぬ従属関係が生まれていた。

また、「東寺百合文書」によると、梶取の指揮下にある漕船に従事する水手は通常莊民のなかから使役されていたといわれるが弘安の役が終ったころから專業化して「水手給」等が支給されている。南北朝時代の水軍が用いた「知行船」といわれる船もこの類であるかも知れない。南北朝時代を転機に「梶取」の呼称も「船頭」にかわり水軍活動をなす者も出るようになり、水軍の軍船を長洲地方では「知行海夫船」と呼んでいた。（小代文書）

### 三、莊園鎮守社の勧請

莊園鎮守社野原八幡宮　野原八幡宮の祭神は応神天皇（誉田天皇）、神功皇后（息長帯姫命）の二柱である。社伝によれば、八幡宮は、はじめ宮内村にまつられていたが、月田付近の浦川のほとりから御座船で海にでて、鯨の沖から高浜を経て、菜切川を遡り、菰で編まれた御飯屋で休息し、再び菰屋をいで、川を登って広い原つばに着いた。と遷宮の様子が綴られている。これは『肥後国誌』に「ソノ後、平野広野に遷宮アリ」

代と記した部分を具体化したものである。ところが、八幡宮の「旧記」には、

「宮内村ニアッタ八幡宮ガ、天正年間龍造寺氏ノ兵火ニ罹リ炎上ノ後、野原ノ今ノ所ニ遷宮シ」

とあるのは誤りで、宮内にあつた住吉神が兵火を蒙り、野原の宮居に遷つたことをいったものである。このことについてはあとで述べることにする。菰屋の仮屋跡には、菰屋金社八幡宮がまつられ、境内末社にな



野原 八幡宮

り、菰屋住民の氏神的な存在になった。

野原八幡宮の所在地は、野原荘野原山中である。これにつて『玉名郡村誌』には、

「社領八幡山、縦八十間（一四四ト）横百二十間（二一〇ト）、平地 松、杉、檜、椎ノ森、俗ニ宮山ト称ス。坪数七千六百六十七坪（一万五三九六平方ト）」と記している。

ここを「山中」というのは、単なる「山ノ中」ではなく、八幡の神がこもる八幡山、柚山、守山である。門前の南屋敷、北屋敷を「宮の内」、「宮内」とし、更に川登村、菰屋村の氏子を加えた三村の氏子を以て宮座を組織し、神社に勤仕した。

野原荘は宇佐弥勒寺荘園のうちでも地積が広く、周囲の高浜、井手、蔵満にも野原八幡にひきつづき、それぞれ分霊を勧請した。その後、関東より小代氏の入国をうけ、一の宮、二の宮、三の宮、四の宮と称して敬った。

一の宮の呼称は、平安時代中頃から一種の社格として、諸国内の一社をこれにあてることにした神社の名称である。その由来については、朝廷や国司が指定したのではなく、諸国において、その由緒が古く、且つ、広く尊崇がよせられて勢力のある神社のうち、自然に順位づけがなされて首位と目された神社が、一の宮とされたようである。また、国府などから、その国内にある神社に参拝奉幣する場合、まず一ノ宮からはじめ



て、次の諸社に及んだものである。肥後一国の一ノ宮が阿蘇神社である。

八幡宮の祭神は、はやい時期に神仏の習合がおこなわれていた。「神が仏法を守護し、仏法で神が救われる」という思想から、八幡宮に神宮寺が設置され、神社の境内に寺院が建てられ、宮寺を一体にした信仰がおこった。野原八幡宮の場合には野原山自性院せいげん靈驗寺が建てられ、天台宗比叡山延暦寺の末寺として本地仏に薬師如来が奉安された。鎌倉時代中期小代氏入国以来、寄付の寺領も多く栄えたが、戦国時代には衰退し江戸時代にはやや繁栄してきたが、明治三年十二月神仏分離令により廃寺となった。

八幡宮の東、小岱山の山懐に抱かれた農村樺村にある樺山賀庭寺観喜院は平安時代後期から近世期の終り頃まで、野原荘に仏教文化の華を咲かせた古刹こまつであった。

「国郡一統志」などによれば、保元年中（一一五六―五八）乃至承安年中（一一七一―七四）に平重盛の祈願寺として建立され、天台宗比叡山延暦寺の末寺となった。境内に鎮守社白山宮をまつり、寺の区域は寄付の田畑が山野の各所に数町歩あり、これを字図でたどれば、堂辺間、油田、前田、毘沙門、角力場、硯川、仁王門、馬場天神、下樺、乱塔、今寺、矢杖、番城田等があり、この寺域には四十有六の寺坊がたち並んで、いまも大蔵坊、財満坊、細満坊、実相坊、惣正坊、惣持坊、才能坊、成満坊、財能坊、辻房、福泉坊、万楽坊の名がのこっている。

第二章 古  
賀庭寺の本尊は薬師如来、并十二神将で祭礼は当寺の僧侶そうりょにより執行されていた。しかし、戦国争乱そうらんによって兵火をうけ、また小代氏の没落によって寺院もおとろえ、坊跡も田畑になった。貞享三年（一六八六）、住僧道察は寺院再興を願い、元禄三年（一七〇一）に延暦寺の末寺として再興した。こうして江戸時代の繁

栄を迎えたが、明治初年、神仏分離により白山宮は樺神社として裏毘沙門山に移された。明治九年二月七日失火のため、本堂、庫裏くらの全部が焼失、明治十一年現在の観音堂が再建されて今日にいたっている。その間荘の鎮守寺としての役目をはたした。

二ノ宮高浜八幡宮 二ノ宮高浜八幡宮は有明海が深い入江をなす突端の高台、クスヤサクラの茂った杜もりのなかに鎮まっている。

ここは縄文時代以来住民の生活がおこなわれていたと思われる。この沿岸一帯は早い頃より漁業を主たる仕事とする浜村漁民の生活の場であったところであろう。

また、高浜本村一帯は近年行政を異にして荒尾市に編入されているが、その当時、この地を開墾し農業を営んだ農耕民の住地となっていたことは、その当時の支配者の墓陵であった高浜古墳の存在でも明らかである。

高浜の集落は、そのような漁業を主とする浜村住民と、農業を主とする高浜村住民によって海神住吉の神が祀られていたのであろう。神社に伝えられる元禄三年（一六九〇）十一月の「高浜八幡宮縁起」によれば、大日本国鎮西路肥之後州玉名郡高濱二宮宝殿一宇再興し奉る。

夫れ、当社二ノ宮は、野原八幡宮の三所也、垂跡すいせきは住吉大明神、本地を尋ね奉れば東方浄瑠璃世界の教主註（薬師如来のこと）也……略

また、宝暦七年（一七五七）十二月の「高浜八幡宮縁起」によれば、

（前略）…夫れ、当社二宮は、朱雀天皇天慶年中平将門反逆追討の祈願のため、住吉明神を合祭し、海辺

の高浜に安置し、以て、本社野原八幡宮三所同一体となすなり。本地は東方淨瑠璃世界の教主薬師如来なり：以下省略」と。

以上を要約すれば、「高浜八幡宮の祭神は、応神天皇、神功皇后、仲哀天皇三柱、本地仏は薬師如来、垂跡は住吉大明神、神社の創めは人皇六十一代朱雀天皇すざくの天慶二年（九三九）平将門追討祈願のためである」と書かれてあるが住吉大明神は八幡宮よりはやく、この地の住民によって祀られていたものであろう。そののち、八幡宮が併せまつられ鎌倉時代中頃には神饌帛料一町、修理田四反、それに本地仏のための各種の講經免田が供進されて祭事も仏事も盛大におこなわれ、住民の厚い信仰をうけていたといわれている。（石清水八幡宮文書）

ただここで、本地仏の薬師如来を、野原一の宮のように神宮寺を建て宮寺様式をとったか、三の宮井手神社のように八幡神と同居する様式をとっていたのかはつきりしない。いま二の宮八幡宮の境内をみて、お寺が建っていたとおもわれる遺構も、遺物もないので多分本地仏は御神体と同居していられたものと想像される。

註 高浜縁起書のなかに「垂迹」のことが書かれてあるので、項を改めて「本地」と「垂迹」のことに述べてみることにした。

代 本地垂迹 仏教が外交的手段でわが国に伝わったのは、欽明天皇七年（五三八）であるといわれている。

古 （元興寺文書） 聖徳太子や蘇我氏等の佛教奨励によって、佛教は非常に盛んになってはきたが、一部の神

第二章 道関係者によって猛反対をうけた。しかし仏教にともなった外来文化は、我が国の大化の改新に貢献し、聖武天皇の代になって、全国には国分僧寺・国分尼寺、都には東大寺を建て、大仏を鑄造し仏教は非常に興隆



野原八幡宮の男神像（左）女神像（右）

したことはさきに述べたところである。

このようにして古代の仏教の考え方は、仏教が国を護る宗教であることに変わり、日本固有の神の信仰態度も、仏にたいする信仰姿勢も、次第に神仏習合の路線を具体化し、「神は仏法を悦び、進んでこれを擁護する態度が生まれ」伊勢神宮や宇佐神宮に神宮寺ができるようになった。（『続日本紀』天平神護二年（七六六）

法華經壽量品に「絶対的理念の仏（じゆりやうはん）法身（ほうしん）仏が、この世に現れて衆生を救うために姿をかえて応身（おうしん）仏となる」という外国で生れた仏教の思想を、日本の国では神は、本地の仏、菩薩が日本の国に姿（すがた）（迹）を現し（垂（たれ）化身（けしん））（権現（こんげん））したものであるという考え方に解釈した。

それ故に、神社の祭神（神体）は、外国の本地仏が、権（かみ）に神の姿になって現れる、「権現（こんげん）」であるという。本地垂迹（ほんちすいじせつ）説が成立した。また一方では奈良時代から主張されてくる神仏習合は、習合のあり方に拍車をかけて本地垂迹説へすすんでくる。このようにして平安時代に入ると神像が現れる。もともと日本古来の神祇信仰には礼拝対象としての偶像はないのであるが、平安時代に入ると神像がつくられるようになった。

朝廷は延暦二年（七八三）五月、宇佐八幡に「護国靈験感力

神道大自在王菩薩」の称号を贈られた。これ以来「八幡大菩薩」と尊称し、八幡神の男神像、女神像がつくられるようになった。野原八幡宮に現存する神像は、天正の兵乱で焼失したため、元禄年間（一六八八—一七〇三）頃に作られたものと思われる。クスの一本作り、高さ六五寸。男神座像は丸彫り、頭部は僧形、ゆるやかな納衣のうゐをつけ、胸部と腹部をひろくあらわしているが、上肢以下は虫喰いのため失われている。この男神像は右手に錫杖しゃくじょう、左手に数珠じゆずをもった応神天皇像であろう。女神像は髪を左右に肩まで垂らし、右手に与願印を契せきび、左手に蓮華を持った神功皇后像であろう。ともに目鼻だち、口もとの彫りもきびしい威厳のある表情である。

明治三年神仏分離の法令にしたがい、十二月、神像は別殿新宮に遷され今日にいたっている。

#### 四、律令政治の衰退と寺社の建立

地方の衰微 桓武天皇は平安遷都以来、律令政治の引き締めにつとめ、国司の監督、班田収授法の励行、蝦夷の鎮定、政治の刷新を行い、その後、嵯峨天皇も令に規定された以外の役職を新設した。能率的な政務の処理をはかり、さらに、律令施行後に格式きせき（律令の補正や施行細則）も出された。しかし、このような努力にもかかわらず、国司の国の統治力は弱体じやくたいし、有力者は広い土地を所有し、農村にあっては地方豪族の土地所有が進み、世のなかの治安が乱れていった。

第二章 古 肥後の国にあっても、天安二年（八五八）二月、菊池城に不穏なことが続き不動倉一一棟が焼失した。また、貞観一七年（八七五）数百羽の鳥の群が、菊池郡倉の屋根をくわえぬき、大鳥二羽が玉名郡倉の上にと



神木を神殿にした梅田天満宮

まり腹赤の空を西に向かつて飛んでいった等の奇怪な事変が起った。

貞観一一年（八六九）七月、肥後国は大風雨に見舞われ官舎や民家が数多く倒れ、人畜の圧死するものは無数であった。海水が押しよせて玉名郡ほか五郡というので肥後の海岸全域が潮害をうけ、官物の過半を失い田園が広い区域にわたって水没して海となった。これは台風による高潮の害で、長洲地方の海岸も被害をうけたものであろう。政府は被害者に対して稲四千石を支給し、死骸の収容を命じ、伊勢神宮や石清水八幡宮をはじめ諸社に奉幣した。と、貞観十一年七月より十二月までの「三代実録」に書かれてある。

奇妙な事件は都でもおこっていた。薬子の乱（八一〇）、応天門の乱（八六六）など藤原北家の繁栄の陰にこのような変事がおこり摂関政治は確立するが、その政敵排除の陰謀事件が相次いでおこり、多くの有力者が次々に葬り去られた。都の人々はこれらの災害や疫病が発生するのは冤罪によって死んだ犠牲者の靈魂のなすところと考え、これらの靈魂をまつり、神前読経をおこない、歌舞を演じて慰めた。これを御霊会といつた。これは疫病が夏に最も多いところから夏祭りとなり、疫病の流行する都から地方へと拡がりこれが今日各地にみられる祇園祭の源流である。

このような御霊信仰のなかで最も注目すべきものが天満天神の信仰である。菅原道真は延喜元年（九〇一）藤原時平のざん言にあい右大臣から大宰権帥に左遷され、同三年大宰府の配所で歿した。道真の霊は四万六千の

厄神を率いた雷神に仕立てられた。政府はこれを慰めるために道眞の霊に正一位太政大臣の位を賜り、天に満つ厄を鎮めるため「天満自在天神」の称号をおくり、京都の北野と、九州の大宰府に天満宮を建て祀った。これが天神信仰のおこりである。

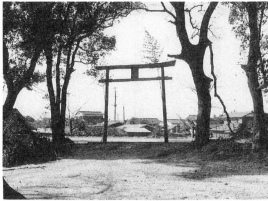
その後、天満天神の信仰は各地に拡がっていった。玉名地方にある天満宮のなかには安楽寺領荘園の鎮守社としてその頃にたてられたので、古い年代のものが多いのもそのためである。長洲地方の神社についてはあの「神社篇」についてみて戴きたい。十一世紀に入り摂関政治が不動のものとして確立し、御霊信仰は実際の意味を失い、御霊会は年中行事化し、風俗化してその地方の「ぎおんさん」といわれる祇園祭になっている。

**名石大明神宮** その頃、全国的な兵乱といわれる東国の平将門、西国の藤原純友がおこした、承平、天慶の乱（九三五―九四一）をはじめとして、各地にもたような兵乱がおきている。将門や純友の反乱は六年もつづき中央の貴族たちを驚かせた。武力に自身をもたぬ貴族は追討のために軍隊を送るとともに、神や仏の力にすがり、反乱を鎮めようと各地に神社を創建した。

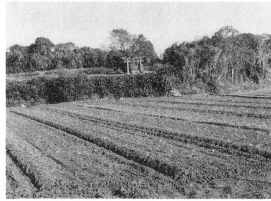
九州には、肥後、筑前、豊前、豊後、大隅の五ヶ国に八幡宮五社が建てられて五所八幡宮と称された。肥後の八幡宮は熊本市にある藤崎八幡宮である。「社伝」には承平三年に建立されたとあり、純友、将門の乱以前のことになるが、これは承平五年頃までの間に創建されたもので、この頃にわが郷里の名石大明神宮、野原八幡宮等の神社もたてられた。

## 第二章 古

腹赤地方の伝承によれば、朱雀天皇承平三年（九三三）八月十三日、腹赤村の三歳の童子に景行天皇妃御



このさきの海中に御神体の女石があった



腹赤浦田浦行在所跡（陸社）

刀媛なかりんの神託がくだり、腹赤深田浦行在所に景行天皇を祀り名石大明神と稱し、沖洲の浦に身を沈めて石となった御刀媛を女石大明神と云って祀りそれぞれ陸社、沖社とあがめ村の鎮守とした。

（神社篇参照）

長洲の古大明神 平安時代も終りに近づいた頃、長洲町が誕生したことに  
ついて述べよう。

ナガスは、その昔、泣洲なみかすの浜、泣不浜、千鳥浜といったことから、その名が生まれたと馬場十助の、『旧事記』に書かれている。この地方は地形的にみてあきらかなように、荒尾方面より発達した砂洲が長くのびて出来た陸地で、これはさらにのびて、「部都べと」や「古大明神島」「沖洲」「べつ頭洲」等の島々が、あたかも有明海上に花彩はないろをおいたように相連続して、自然美をなしていたものである。

ナガスに住民の生活がはじまるのは、永暦元年（一一六〇）八月廿日、三人の開拓者が、花彩列島を鳥伝いにナガスの浜に上陸し、次いで九月十五日に氏神を迎えて村民の集団移住が成立したと『旧事記』に記してある。これよりのち、この地の地名は中世の文献や文書には「長洲」と記され、長須、長列をあらわす場合もある。

つぎに、長洲町民の崇拜のまとなっている、四王子神社の発祥について述





古大明神のあと（昭和40年）

べよう。『社帳旧記』によれば、「四王子神社の祭神は景行天皇の四王子の神々であり、平安時代の末、すなわち永暦元年（一一六〇）九月、筑前国三笠郡四王子嶽（福岡県大宰府市）から、長須々崎の浜の岩屋に上陸されたのを、鉞之進と注連進が、その社床をつくり祭祀申しあげた。」と述べている。伝承によれば島伝いに来現されたところに「古大明神さん」と称するところがある。最近は、「四王子神社発祥の地、古大明神跡」として、町の史跡に指定し樹木を植えて聖地にしてある。

須崎の岩屋は、長洲の突端にできた自然の入江の浜で、中世の頃はここを「長洲の浦」といって港に使用していたようで、いまも内浜、外浜の地名が残っている。ところが、「岩屋」という言葉が気にかかり、須崎一帯に尋ねもとめたが岩の洞窟らしいものはない。それで、岩屋とは、神様の神鎮まります社床のこと、すなわち「磐座」のことであろう。

須崎一帯の町名を「大明神町」というのも四王子大明神の宮座であった由縁により名づけられた歴史的な町名であるとともに、ここが旧長洲町発祥の地といっても過言ではあるまい。四王子神社の社床が宮町の現在地に移るまで、ここは、華やかな港町として繁盛していたのである。

四王子宮移転の跡地には住吉神の中筒男命を奉祀する洲崎神社が創建された。

## 五、武士の起りと郷土

武士の起り 律令制がすたれた各国の軍団は廃止され、国府に衛士ゑしをおいたが、その人員は少なく到底一国内の治安を保ちつつ、有事の際の警備を全うできるはずがなかった。国司の力も衰え、地方政治が乱れてくると、自らの生命財産は自らが守ることが必要となった。

こうした状態にいたり、とくに莊園を持ちまたは、莊司の実権を握っていた在地土豪たちは、土塁や空濠などで屋敷を固め、農閑期には狩獵などによって、弓馬、武芸を鍛練し一族や配下の莊民を武装させて私兵にした。これらは、家の子、郎党といわれたが、土豪たちはこうして実力を蓄え、一族あるいは地域的な団結を強めていった。

この頃、実際の争乱に際して、国家の治安維持にあたるべき政府に、その力は乏しくその鎮定、解決にはほとんど地方豪族の武力に頼らなければならなかった。たとえば、承平、天慶の乱以来、清和源氏、伊勢平氏の勢力が飛躍的に発展し、寛仁三年（一〇一九）九州博多を侵す刀伊とゐの賊や、長元三年（一〇三〇）下総の平忠常の反乱、天喜、康平年中（一〇五三—一〇六四）の陸奥の安倍氏の反乱（前九・後三年の役）の平定など、もはや武士の力にたよらなければ、地方の変事、争乱を鎮定することができない実態となっていた。こうして、古代の「兵」に代わって、新しい「武士」が生長した。武士が歴史の舞台に登場するのは十世紀前半のことである。このなかで有名なのが清和天皇の血をひく源氏と桓武天皇こうゑいの後裔と称する平氏で、次第に力をのばして、新しい武家政権の基礎をつくりはじめていた。

わが肥後の国においても、十一世紀を過ぎた頃から各地に武士化がみられるようになっていた。

肥後の武士団 平安時代は中央、地方を問わず、繁栄したもののなかに皇族、公卿、寺社、在庁国衙（役

所）の官人の名がみられる。肥後国においても例外ではなく、『阿蘇文書』「建久六年肥後国守宣」によれば、権介（ごんけい）という次官級の役人の名がみられる。中原朝臣、肥宿禰（ひのすくね）、紀朝臣、肥宿禰、清原直人、佐伯朝臣、真上（まかみ）真人（まじと）、佐伯朝臣、肥宿禰の九人の名があげられ、このうち肥が三人、佐伯が二人、中原、紀、清原、真上が各一人宛である。このうち、肥氏は益城地方を根拠地に古代の火の国以来の豪族の末裔（まうたい）といわれ、本籍地の八代郡火ノ村地方から漸次東上してきたものとみられる。『竜峯町史』、佐伯氏も八代郡であるから、これも肥後国衙の役人層として、肥とともに火の国古来の豪族であるとみてよい。〔浄水寺延暦二十年七月十四日〕『金石文書』紀氏は大宰府役人のなかに多くみられ、天慶年間（九三八—九四七）の国司に紀隆房の名がみえて（『熊本県史』）菊池氏、大野氏、宇土氏はその一族といわれる。

第二章 古 代  
菊池氏の初代則隆は延久二年（一〇七〇）太宰府の府官職から、肥後国菊池にくんだり、肥後に散在する天満宮領莊園をおさめ、有明海沿いの高瀬、伊倉の港をひらいて、菊池川によって菊池とを結び、海外との貿易の利をはかった。このようにして則隆以来、平安時代の末ごろ一族は、西郷、赤星、城、山鹿、山崎、合志、小島、井芹、佐野、野中などの分家が菊池武士団を編成し、その一部は野原莊々園領主をおびやかして、莊内に勢力を注入していたことは申すまでもないことである。また、「薩摩国図田帳」に、薩摩国高木郡本郷別符（ほんごう）符得末名（とくすえな）の名主として、肥後国住人江田太郎実秀の名がはじめてみられるのは、玉名郡江田地方（菊水町）の本拠に遠く薩摩国にも名田を得ていた豪族であり、はやくより菊池氏の家臣団に編入されている

たものであろう。

**平氏の全盛** 院政期を迎えると、源平二氏は、延暦寺、興福寺などの僧兵への対策や、京都の警備に用いられるなどして中央へ進出したが、はからずも、皇室、藤原摂関家の勢力争いに利用され、武士の力が政權のゆく方を左右し、歴史を動かすまでに成長した。『保元物語』はこの乱のあらましをかいた戦記文である。この乱後、源義朝と平清盛の対立が激化し平治の乱がおこり、この乱によって武士である平氏は、中央政界における覇権を握り、やがて藤原氏に代って全盛期を迎えた。清盛は、平治の乱後、仁安二年（一一六七）には、わが国官制上の最高官職である太政大臣に任ぜられたが、これは武士出身者が太政大臣に任ぜられた初めであった。

平氏一門の繁栄ぶりや、清盛の勢力は、その頃書かれた『平家物語』にもよく述べられ高位高官を一族で占めたのみでなく、藤原氏と異なつて武力を持ち、積極的な中国貿易による利益、多くの知行国、荘園田畑からの収入を併せ考えれば、当時の人々にとっては眼をみはるばかりの繁栄であつたであらう。

**平氏と肥後** 清盛は源氏を亡ぼし、保元三年（一一五八）みづから太宰大貳を望んでその職につき、仁安元年（一一六六）には弟頼盛もこの職について太宰府に赴任している。

その頃、大貳が都からはるばる下つて現地の職につく（受領ヤシキという）のは、ほとんど例がなく、代官を遣わして職務を代行するのが常であつた。大貳の職は宋国との貿易の利益を公然と独占できる地位であつたので、このようなかたをしたものであろう。

こうして九州への勢力を植えつけた平氏は日宋貿易による利を独占し、仁安二年（一一六七）には清盛は

肥後守となつて八代郡土北郷を大功田として領有し、弟頼盛は玉名郡白間庄を、一族のものは球磨郡に所領をもつた。

平家の勢力が菊池氏の勢力を排除して野原荘に進出するのははっきりしないが、保元年中（一一五六頃）野原莊樺村に、平重盛の祈願寺樺山賀庭寺を建立した（賀庭寺縁起「肥後国誌」）といつていたのでこの頃であろう。

清盛ら平家の一族は、肥後の国司やその代官である目代もくだいなどの在府官人や郡司層を手なづけたり、強大な勢力を誇る宇佐八幡宮や安楽寺などの諸寺社を抱き込んで緊密な関係を保とうと努力し、応保二年（一一六二）には、宇佐大宮司公通を太宰少弐に任用して、その関心を集めている。このように莊園領主宇佐八幡宮と、平家間の結びつきは、当然野原荘に結びついていたことが推測される。

菊池氏と平氏　こうした平家の政策をこころよく思わない九州の在地豪族や寺社は、所々において反乱をおこしたが、すべて清盛が派遣した筑後守平家貞の追討により平定されていた。（吾妻鐘）

養和元年（一一八一）肥後の菊池隆直が反旗をひるがえし、九州は再び兵乱の渦中に巻き込まれた。（『吾妻鐘』）隆直は、第六代肥後守で関東で兵を挙げた源頼朝に呼応して、木原盛実、南郷大宮司阿蘇惟安、長野太郎、山崎六郎、野中次郎、合志太郎の肥後武士とともに反平家の兵をあげ、玉名郡南関町の松風の関を越え、豊後の緒方惟能よしかたとともに太宰府をおとしいれ、さらに、関門海峡を占領し、海陸の往還を封鎖した。

第二章 古　しかし、平家方は、平家貞の子貞能を肥後守に任じ態勢をととのえて、肥後勢を破り肥後に追い込み「その郎党は国郡の兵糧を攻めとり、庶民の家を焼き払ったので、鎮西の民疲労し、庶民の苦しみをみかね隆直は

降参した」と「鎮西要略」に書かれてある。

これより隆直は平家に従い上京、肥後守に任ぜられたが、平氏と共に屋島、壇ノ浦に転戦して敗れ、捕らえられて嫡男隆長、三男秀直らとともに殺され、逃げ帰った二男隆定が第七代菊池家を相続した。

## 六、末法思想と郷土

**末法思想** 平安時代中期以降の社会不安は貴族たちに没落の危機感をいだかせていた。

当時、社会不安のなかにあった正暦五年（九九四）から数年に亘って、黒死病（ペスト）が九州に発生し、全国に蔓延して、「死亡する者多く路に満ちて、往還の過客鼻を掩うてこれを過ぎ、鳥犬食に飽きて骸骨巷に塞ぐ」と書いてある。宮中では仁王会（にんのうえ）を催すのほか、都の条小路の辻々に高座（こうざ）を設けて仁王教を講じたが、流行の猛威は数年にも及んだ。

寛仁四年（一〇二〇）には痲瘡（ほうそう）と大旱魃（かんばつ）が襲った。「治安」という年号に改めたがその効はなく、平安の都も「民庶飢渴して群盜巷に満つ」の有様であった。

このような社会に末法思想がひろまっていた。末法思想というのは、釈迦は仏法を説き、多くの人びとを救った。でも、仏滅後は、その仏教が正しく伝えられるか不安である。これに対し、その教えがいつまで続くかどうかの予測が伝えられた。これが、正法・像法・末法という三時（さんじ）の説である。

まず正法というのは、釈迦の教えが完全に行われる時代、その时限は五百年または千年といわれている。次の像法とは、正法に似ているが、真に悟りを開く者はないという時代、この时限が千年である。そして末

法とは、仏法が滅して救いたい世となることで、この時限が一万年だといふのである。

さて、その末法の後はどうなるかといふと、無仏という暗黒の時代が延々と続くのである。ところが、仏滅後のことについて釈迦は、仏弟子のマイトレーヤを後継者とされたが、釈迦の入滅前に入滅した。その臨終時に釈迦は須弥山の上空にある兜率天で修行し、この世に再生し、釈迦の教えにもれた人々を救つて欲しいといわれた。彼は約束通り兜率天に行き、弥勒菩薩となつて修行をはじめた。この修行すべき期間が、五十六億七千万年だといふので、仏道の修行はいかに大変であるかがわかる。

末法の時代を迎えた平安時代の末頃になると、人びとは、「如来に成仏を保証してもらふ」ため、一つの經典を写し、法供養をなし、これを経筒に納め、地下に埋納し、地面に高塚を盛り宝塔をたててそのしるしとした。これを経塚といふようになった。

**樺山賀庭寺の仏像** 平安時代後期平重盛祈願寺として建てられた樺山賀庭寺にのこる仏像は、境内の一隅にある薬師堂に格納されている。薬師三尊、十二神将、その他の神像など二十体あまりである。

賀庭寺は平安時代から鎌倉時代にかけて非常にさかえたが、南北朝時代から戦国時代の戦乱期に戦災をうけ、平安時代に安置された仏像や鎮壇具は散逸したり、風雨に曝されたりしていたといわれる。(賀庭寺調査書)

本尊の薬師如来坐像は高さ八〇センチ、樟材の一木中割の方法でつくられている。永い間の風蝕をうけ荒れに荒れて、像の全体にわたつて木目があらわれ、みるかげもない荒廃ぶりである。しかしよくみると、頭上の肉髻という部分は高くもりあがり、顔の形も品位があり、肩張りもゆたかにつくられ腕は欠けて失われているが、薬師如来の持物を持ち、印を契んだ慈悲にみちた尊容である。これを京都の有名な寺院の立派な古い

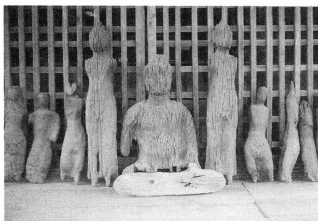
仏像とくらべてみると、平安時代後期の藤原時代（八九九―一一八五）の仏像の姿によく似ている。とても草深い樺村の仏師の腕ではつくり得ない逸品であるので、京都あたりから運ばれて本尊仏として安置されたものと思われる。

脇侍の日光菩薩・月光菩薩の区別はつけ難いが、立像につくられた両像の面貌や体のつくりをみていくと、面相柔和なことは本尊とよく似かよっている。同時期の脇侍とみてさしつかえはあるまい。

また、十二神将は現在一神を欠いているが、明治九年二月、本寺が火災にあい殆どが焼け仏像となつていたので、その識別はむずかしい。しかしよく観察してみると腰のひねり、邪鬼台座らしい焼痕のある部分を

みれば、薬師如来に附属する神将の類として考えることは、常識であろう。このような附属仏を眷属けんぞくという。

堂内には三尊仏のほか、櫃かむの一木丸彫りの円頂にして神像型の木像がある。服装は広袖の上衣の下に裳もを着て、丸襟の葉状肩布ひねをかけている。両腕ともひじを曲げているが、手首を失っているので持物などはわからない。頭頂より後頭部にかけて、毛髪を分けた溝があり、両肩の上に小孔が対象的に遺っているのは美豆良みづらをはめた痕跡と思われる。これにも藤原様式の特徴がみられる。本像で最も眼を惹く部分は葉状の肩布である。一見して天狗の羽扇を連想したので、修験道との関係ではないかと思ひ、国東半島にある長安寺を訪れて太郎天像たろうてんのあることを知った。太郎天には、二人の脇



賀庭寺薬師三尊



けてあったので、賀庭寺のものにもそのようなかざりがついていたのではないかと思われる。

法華經の写經に願文をそえて青銅製、陶製、滑石製等の容器に納めて埋める埋經の供養は、じぶんの後世を弥勒菩薩に委託し、または、阿弥陀如来にたのみ来世を安楽国に往生するように願うためのものである。



長安寺の太郎天像(大分県豊後宇布市)



賀庭寺の薬師三導

侍があるが、賀庭寺のものには一体だけ残っている。

本寺は平重盛（一一二八—七九）開創という伝説があるが、以上述べた仏像類は寧ろ重盛在生以前の遺物と考えられるので、賀庭寺の開創はどのような理由によってなされたかは伝説のままて信用する訳にはいかない。

また、賀庭寺油田（油田）の通称「中の島」の桑畑開墾中、砂土のなかより経筒の身部を発掘したのを、昭和三八年六月九大考古学教室の小田富士雄氏の鑑定をうけた。それによると、経筒は青銅製、直径九寸（寸）、高さ二五寸（寸）、三段環筒である。蓋及び台座は失われていた。

これは熊本県内における平安時代の青銅製経筒の出土は僅か三例という珍しいものである。このうち菊池郡合志町飛熊より出土した経筒の蓋には宝珠の飾りが九輪状であり、球磨郡多良木町より出土したものの蓋上にはつまみ状の宝珠がつ

中世の寺院には、この頃から石製の五輪塔や、宝塔、板碑などの石塔類があらわれてくる。

**肥後阿闍梨皇円** 埋経の法がひろまる一方では、命を絶つて（入定という）弥勒菩薩再生時に出合いたいと願う方法もあった。それが皇円上人の弥勒往生であろう。

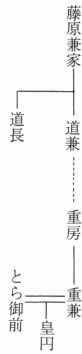
皇円上人（一〇七三—一一五一）は、関白右大臣藤原道兼五代の孫重房が肥後守として下向、在任中、その子豊前守重兼を父に、築地の豪族の姫とら御前を母に、延久五年（一〇七三）肥後国築地村に生まれた。父重兼が斎院長官に任官されたため、父に伴われ京都に行き、のち、比叡山にのぼり皇円と称し、仏道の奥儀をきわめ、数十人の弟子たちと力をあわせ、歴史概説書の編集にかかった。これが日本三大史書の一つ「扶桑略記」である。これによってわが国の歴史と仏教の歩みが明らかになった。また、「肥後阿闍梨」と尊称され、法然をはじめ数百人の門弟を育てた。

皇円は、末世に苦しむ衆生を弥勒浄土に救済するため、竜身となって長生きして弥勒菩薩の再生にあおうと決意し、静岡県小笠郡浜岡町池宮神社の桜カ池に往生したという。時に嘉応元年（一一六九）六月十三日のことであった。

皇円の誕生地である玉名市築地に永仁六年（一一二九）沙門惠空により高原山蓮華院浄光寺が建立されたのち、天正の兵乱で焼け、昭和四年真言律宗蓮華院誕生寺が再建されている。

**俊苒律師** 俊苒は仁安元年（一一六六）八月十日飽田郡甘木庄（上益城郡御船町）に生まれ、池辺寺の珍暎に預けて育てられた。そのことから不可棄と称したといわれる。

幼少から学問を好み、七歳で梵書を読み、その才を見込まれ甘木領主源憑に養われた。十四歳の時、飯田



山常楽寺の学僧真俊しんげんの弟子となり、十八歳で剃髮ていはつし、のち太宰府観世音寺で受戒じゆかい。奈良、京都の三年間の遊学で俊苒しんげんはいまの宗教界の怠廢を悲しみ、いまこそ正法を仏教のいましめによって救うべきであると信じ、肥後の国玉名郡筒ガ嶽中腹に正法寺を建立し修行につとめた。

正治元年（一一九九）宋国に渡り、十二年間にわたり天台、禪、浄土宗を学んで帰国の途についたが、暴風に妨げられ舟山列島の岱仙島たいたせんに寄港、補陀羅寺に滞在、建暦元年（一一二一）四月筒嶽正法寺に帰った。

その後、小山観音堂を開き、多くの学僧と修行にあたったが、宇都宮信房の請をうけて京都泉涌寺せんうじを再興し、後鳥羽、後高倉、順徳上皇をはじめ、源政子、北条泰時等に菩薩戒を授け、ここが朝廷の御寺と称され、今日にいたっている。安貞元年（一一二七）三月八日六二歳で歿したが、明治十六年六月、明治天皇より月輪大師号りんがおくられた。

浄土の信仰 末法思想の流行にともなつて、阿弥陀如来を信仰して極楽往生を願う浄土信仰もひろまつた。

第二章 古代 日本この阿弥陀如来の信仰は、光明皇后をはじめ宮廷、貴族の間で行われ、天台宗の円仁慈覚大師が唐から念仏のやりかたをとり入れ叡山におこり、「賢者の念仏」または、「山の念仏」と称せられたのが始まりであるが、これが里こにおいて「里の念仏」「凡夫の念仏」として「下からの浄土教」となり、世の注目をあびたのは、町の聖者、空也くうやのでた十世紀の頃からである。いままで貴族や賢者に独占されていた念仏が、一度も

耳にしなかった子どもや女たちにも開放され、世をあげて念仏を唱えるようになったのは空也上人の功績によるものである。

慈恵大師と称された良源（九二二—九八五）が第十八代天台座主になったのは、康徳三年（九六六）五十五歳の時である。永観三年（九八五）正月病死するまでの十九年間、堂塔伽藍の復興や創建、法華大会、二十六カ条制法、慈恵大師御遺告を著わし、一山の綱紀の肅正と教学の興隆をはかった。ことに、楞嚴三昧院（横川中堂）を建て慈覚大師円仁の思想に、中国五台山で会得した常行念仏の良源の思想が、その弟子恵信僧都源信等に伝えられたものといわれている。

恵信僧都源信（九四二—一〇一七）は、阿弥陀経の教義を整理して、『往生要集』を著わし、日本浄土宗の形が整えられてきた。

この書は、「往生」のためには、「念仏の行」が必要であることを説いたものであり、とくに、浄土とその反対は穢土、ことに地獄の姿を具体的に示し、穢土を厭い、浄土を願うべきことを説いていて実行もやさしいといつてその信仰のやり方を教えている。

この教えを聞いた時の人や、後の人には大きな影響をあたえ、中世には武士や農民の宗教となるのである。